

官報

号外 昭和四十二年七月六日

第五十五回 衆議院會議録 第三十三号

昭和四十二年七月六日(木曜日)

議事日程 第二十七号

昭和四十二年七月六日

午後二時開議

第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出)

第三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

裁判官訴追委員の選挙

東北開発審議会委員の選挙

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

内閣総理大臣の韓国訪問と四ヶ国首脳會談に関する緊急質問(堂森芳夫君提出)

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出)

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

裁判官訴追委員及び東北開発審議会委員の選挙

運輸省設置法の一部を改正する法律案(衆議院回付)

地方行政委員長提出
日程第三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時二十一分開議
○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

裁判官訴追委員の選挙
○議長(石井光次郎君) 裁判官訴追委員及び東北開発審議会委員の選挙を行ないます。

○竹内黎一君 裁判官訴追委員の選挙及び東北開発審議会委員の選挙は、その手續を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官訴追委員に南條徳男君を、東北開発審議会委員に八田貞義君をそれぞれ指名いたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

参議院から、内閣提出、運輸省設置法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和四十二年七月五日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 石井光次郎殿

附則
○等
(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正。)

1 この法律は、公布の日昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第三十七条第二項の改正規定は公布の日から、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第三項から第五項までの規定は、昭和四十二年同年十月一日から施行する。

2 改正後の第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十二年六月一日から適用する。
(経過規定)

2³ 運輸省本省の定員は、改正後の第八十三条の規定にかかわらず、昭和四十二年九月三十日までの間は一万五千二百六十三人とし、同年十月一日から昭和四十三年二月二十九日までの間は一万五千二百六十二人とする。
(地方自治法の一部改正)

3⁴ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第一百五十六条第七項中「鉄道現業官署」の下に「、空港事務所その他の航空現業官署」を加え、「、航空保安事務所、航空標識所」を削る。
(航空法の一部改正)

4⁵ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第三百七条第一項中「航空保安事務所長を「地方航空局長」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方航空局長又は航空交通管制部長は、運

輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方航空局の空港事務所その他の地方機関の長に行なわせることができる。

〔自衛隊法の一部改正〕

15 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「航空保安事務所」を「地方航空局」に改める。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

内閣総理大臣の韓国訪問と四ヶ国首脳会議に関する緊急質問(堂森芳夫君提出)

○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、堂森芳夫君提出、内閣総理大臣の韓国訪問と四ヶ国首脳会議に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

内閣総理大臣の韓国訪問と四ヶ国首脳会議に関する緊急質問を許可いたします。堂森芳夫君。

〔堂森芳夫君登壇〕

○堂森芳夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、佐藤総理の韓国訪問並びに四ヶ国首脳会議等に関連しまして、若干の質問を行なうものであります。(拍手)

まず第一には、佐藤総理並びに佐藤内閣の国会

監視の態度であります。

ただいまも、本会議は定刻より開かれる予定でありましたのが、総理の個人的な都合によつておくれたことは、皆さま御承知のとおりであります。今特別国会におきましては、重要問題が山積し、審議が遅滞し、やむを得ず会期の延長を行なつたのでありますが、会期中に外国を訪問することは、すなわち国会監視であり、国民に対し無責任なる政治姿勢と断ぜざるを得ないのであります。が、まず、この点について、総理の所見を伺いたのであります。

第二の点であります。総理が今回韓国を訪問されました状況につきましては、新聞はいろいろと報道しておるのであります。たとえば、朝日新聞の現地特派員の伝えるところによりますと、沿道には一切出迎えの人がなく、韓国を訪れた各国首脳の人を比べると、全く市民の反応は冷ややかであつたといつておるのであります。また、統亮新聞によりますと、現地市民の反応は、かつて小坂、権名元前外相や故大野伴陸氏が訪韓したときは、デモンストラティブなラッパがあつたが、このたびは全く波乱もなく、首相も警護係長に感謝の言葉を述べたと報道しておるのであります。この二つの現地報道に、佐藤総理の訪韓の本質を見ることができると思ふのであります。すなわち、韓国国民にとりましては、佐藤総理は出迎へに値しない、招かれざる客であり、また、総理が警備責任者に謝辞を述べるときびしい警戒体制のもとで韓国入りをしたといふこととござい

ます。(拍手)

佐藤総理の訪韓は、韓国国民の静かな怒りを一顧だにしない、横着きわまる行為であつたのであります。それが、この一カ月間の韓国の政情を見れば明らかであります。すなわち、韓国では六月九日に総選挙が行なわれたのであります。が、朴大統領の与党であります民主共和党は、可能な限りの不正手段をとつたといふことであります。

す。これに対する国民的追及はきわめて激しく、

朴大統領の若干の融和策にもかかわらず、六・八不正選挙を即時無効とせよ、不正選挙の元凶を国民の名で処断せよといった要求が現在も行なわれており、特に、大統領の就任式が行なわれな一日には、同じ時刻に不正選挙真相報告国民大会が全国の主要都市において展開されたのであります。このため、朴大統領は、不正選挙追及の中心であります全国の大学を二週間にわたつて閉鎖したのであります。つまり、朴大統領の就任式は、準戒厳令のもとで強行されたのであります。したがつて、佐藤総理の訪韓は、儀礼に名をかりて、韓国内の政争の一方に加担するという政治的なねらいがあつたといわなければならぬのであります。

(拍手) いかにも隣国との親善のためと総理が言われましても、真の親善に役立つどころか、逆に隣国民の憤激を買つたと断ぜざるを得ないと思ひますが、総理の見解はいかがでありますか。(拍手)

次に、私は、総理の善隣外交について、対朝鮮外交の基本についてお尋ねいたすものであります。

総理は、訪韓に先立つて、わが党の勝岡田副委員長との質問に對しまして、隣国である韓国の大統領就任式に参列することは、友好と親善のために必要だと答へられたのであります。が、真の親善に役立つていないことは、前に述べたところであり、また、もとより、総理が日韓外交正常化の実をあげたと宣伝しておられる日韓条約は、南北に分断されておられるところの朝鮮半島の三十八度線以南の政權を、事実上全朝鮮を代表する唯一の合法政權とみなして締結されたものであります。言ふまでもなく、そのねらいは、アメリカを中心として日本、韓国、台湾などを結ぶ軍事同盟を事実上結成させ、さらには、韓国市場における日本の独占資本の経済的支配を確立することにあつたのであります。このことは、朝鮮民族の民族的自決の道を否定し、ますます朝鮮の南北分断を固定化

し、三十六年間に及ぶ日本の朝鮮に対する植民地統治を清算するどころか、逆に日本と朝鮮両民族の友好を妨げる結果を招いているのであります。

現実に、日韓条約締結後には、朴政權はアメリカの侵略戦争の片棒をかついで、四万をこえる韓国兵をベトナムに派遣し、かつ、三十八度線におきましても、同一民族を再び戦わせるかのように挑発行為を行なつておるのであります。韓国経済の現状、民生の不安定な実情から見ますと、そうした対外膨張主義によらなければ政權の維持ができません。朴政權の実情を直視しなければならぬのであります。しかるに、この朴政權をささえるために総理の訪問も行なわれたのであります。

ところが、総理は、これとは逆に、朝鮮半島の三十八度線以北を支配する朝鮮民主主義人民共和国に對しましては、それが同じ朝鮮民族でありながら、ますます敵視政策を強め、在日朝鮮人の帰還協定を打ち切り、在日朝鮮人の正当な民族教育を弾圧しておるのであります。常々善隣友好を口にする総理が、真に両民族の友好親善をはかるうとするのであれば、このような偏狭なる善隣外交は即刻清算されねばならぬと思ふのであります。(拍手)

日韓条約批准の際、総理は、三十八度線以北に對しては白紙であると答弁されたのであります。白紙とは、白紙に字を書くのが白紙であり、白紙の態度と言ふのであります。総理は、北朝鮮に對し善隣友好をどのようにして行なうのか、この点についての所見を承りたいと思ふのであります。

さらに、総理の訪韓日程を見ますと、實質二日間の滞在ではありましたが、この間に、儀礼的な大統領就任式以外に、日韓、日台、日米間の個別会談を行ない、その集約として、日米韓台四ヶ国首脳会談を開いておるのであります。いずれもその会談内容は秘密裏に処理されているようであり、国民が看過できない重要な問題点を持つてい

るように見受けられますので、この際、国民の抱く疑問点を解明することが総理の責務であると存するのであります。

まず、日韓首脳会議についてであります。総理は、韓に随行した推名特派大使は、日韓外交正常化が日韓両国の善隣友好促進と韓国の経済的発展、民生安定に役立つことは、ここに事実をもって証明されたことと述べているのであります。総理は、この認識を前提として、韓国の本年度から始まった第二次経済五カ年計画に対する日本の経済協力を約束したということとあります。しかし、韓国経済の現実はきわめて危険な様相を呈しておるのであります。外債が膨張する高い経済成長も、ばく大な外貨の導入によって成り立っているものであり、昨年末の外貨の元利総額は八億五千万ドルに達し、韓国経済は自立の方向ではなく、債務奴隷の立場に追い込まれていると申さねばなりません。また、産業構造もアンバランスが拡大し、農業を中心とする第一次産業は疲弊の一途をたどっており、第二次産業におきましてもその工業化が急ピッチで進められているものの、基幹的な鉄鋼、機械工業などが著しく軽視され、奇形な状況を示しているのであります。このような経済発展の結果は、必然的にインフレーションを招き、少数財閥と諸階層の間の貧富の差がますます拡大し、農民の窮乏化が進み、都市労働者の実質賃金も低下しつつあるのであります。日韓首脳会議におきましては、このような実情を無視し、韓側側の要求する請求権資金の繰上げ支給、民間借款の増額に対応して、総理は、租税協定、工業所有権の確立を要求したと伝えられておるのであります。ここに見られる事実は、総理や権名特派大使が第二の日韓新時代と強調しておられますが、韓国民の生活をじゅうりんし、日本独占資本の韓国経済への支配体制を確立する以外の何ものでもないものであります。

さらに、ハンフリー米副大統領との個別会議におきましては、グラスボロ米ソ首脳会議の内容、ベトナム問題、中東問題、アジアにおける地域協

力の問題、佐藤首相の訪米問題などがその内容であつたと伝えられております。これより先、ハンフリー副大統領は、日本の首相の最初の訪韓を高評価し、佐藤首相は極東における真の偉大な指導者の一人と持ち上げているのであります。これは日朝両民族の友好にとって偉大ということではなく、アメリカ政府の意向をよく聞くという意味においては偉大な追隨的指導者の一人に相違ないのであります。ハンフリー副大統領は、日米会議におきまして、日本はアジア地域開発及び安全保障のパートナーであると述べたといわれておりますが、これは明らかにアメリカの反共軍事戦略に日本が軍事的に加担することを要請されたものと考えられるのであります。特に、さしあたりは、南ベトナムにおける経済、社会計画の遂行のために日本がアメリカの財政負担の肩がわりを増強するよう要請されたといわれておりますが、総理の南ベトナム訪問計画とあわせて、きわめて重視しなければならぬのであります。

さらに、これらの個別会議の集約として開かれた日米韓台四国首脳会議は、お茶の会という形でカムフラージュはいたしておりましたが、その実質はベトナム参戦国会議にはかならないのであります。かつまた、東北軍事同盟、NEATOの結成とわれわれは断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

以上、私が述べましたように、今回の総理の訪韓に際し行なわれました一連の政治会議につきましては、国民は多くの不安を持っておりまして、ゆえに、朴大統領との会議、ハンフリーとの会議及び四カ国の会議の内容につきましては、率直に報告されることが私は当然の責務と言いたいのであります。また、単なる儀礼的な訪問であるとの前ぶれにもかかわらず、一連の政治会議が行なわれましたこと、また、ベトナム戦に最も大きな戦力をつぎ込んでおるアメリカ、韓国の二国の首脳と日本の総理が会議されたこと、並びに、近くサイゴンを訪問される計画があることなどをあわせま

して、国民は大きな不安を持っておることは当然と申さればならぬのであります。(拍手)

そういう意味で、特に総理に求めるのであります。韓国との間に軍事協力についての約束をされたのではないかと、また、ベトナム戦争についてアメリカと軍事協力を約束してきたのではないかと、という点につきまして、明確な答弁を願いたいと思つておられます。

最後に、総理の南ベトナム訪問に対しお尋ねをいたすものであります。総理は今秋サイゴンを訪問されることが最終的にも決定したと伝えられておりますが、私たちが日本社会党のみならず、全野党はこれに反対であります。のみならず、あなたが総裁である自由民主党の中においてすら強い反対意見があるといつておられるのであります。中には、百害あつて一利なしというような強硬な意見すらあることを総理は知らなければならぬと思つておられます。

(拍手)わが国の外交姿勢を大きく変えたといわれる人々に印象づけることのようなサイゴン訪問は、私は中止すべきだと思つておられます。総理はそうした計画を中止する意思はございませんか、答弁を願いたいのであります。

また、政府の説明によりますと、総理のサイゴン訪問は、平和回復後の発言権を確保するためだともいわれております。もしそうだとするならば、アメリカの良識ある人たちが、こつと申しておるのであります。すなわち、北爆を即時停止しろといつておるのであります。日本の政府の総理が、ほんとうに平和後の発言権を持つとするならば、これくらいのことを言うことは当然だと私は思つておられますが、総理はいかがお考えでありますでしょうか。(拍手)

また、サイゴンに参られる理由の一つとして、平和の探求のために行かれるとも説明されております。あなたが平和の探求に行かれるとするならば、みずからの平和構想を具体的に持ちこたなら

ずにとりして相手国の説得が可能でありましようか。私はあなたにこの壇上から、日本の国民諸君に、いな、全世界の人たちに、日本の総理大臣が平和探求のためにこのような具体的な構想を持って参ると宣言されましような意味での答弁をお願い申し上げます。私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 答へいたします。私が出かけたのは、隣の大統領の就任式でございます。しかも、たいへん短い期間でございます。土曜、日曜、月曜、これで国会の審議や内政の審議に支障があると私は思いません。むしろ、隣の大統領の就任式に出かけることは、万障繰り合わせて出かける、こつと申す意味で、善隣友好外交の実をあげた、かように私は考えております。(拍手)

また、ただいま、私は招かれざる客ではなかつたかということでありましたが、たいへん韓国政府からは丁重な招待をいただいたのであります。韓国政府ばかりではありません。ソウルの市民もたいへん平穩に、また、私が不愉快を感じるようなこととは一切ございませんでした。これは皆さん方にも見せたいような金浦空港の状況でございます。これを見せたら、たまたまのようなお話は絶対にないと思つております。

また、朴大統領は、日韓外交正常化にたいへん努力された方でございますが、今日、日韓外交正常化ができ、大統領選挙にも国民の大多数の支持を得られて大統領選挙を終えられたのであります。この大統領が国民的人気がある、そのもとにおける就任式をまのあたり見、しかも韓国が経済再建に努力しておるその姿をこの目で見たこと、私はたいへんよかつたと思つております。今後の日韓の正常化に一そつとめる決意でございます。

また、私が出かけましたその機会に、私も政治家でございますから、当然韓国の大統領や総理と

も話をいたしますし、また、韓国に来ておりますハンフリー副大統領とも懇談をいたしましたのであります。

私は、これらのことを通じて、ただいま御披露いたしましたように、韓国国民が積極的に経済再建に努力しておられるその姿を見、また、ハンフリー副大統領とは、最近行なわれましてグラスボロにおけるジョンソン米大統領とコスイギン・ソ連首相の会談を主体にいたしまして、その会談の様態を詳細に聞いたのであります。その点もさうすで新聞にも報道されておりますが、中東問題、ベトナム問題、さらに核拡散防止の問題、さらに米ソ両国間の軍縮に関する問題、さらにキューバ問題にも触れたらうでございます。しかし、その内容はしばらく預からしていただきます。私は、これらの機会に、わが国のかねての主張である平和に徹する外交、平和外交を十分説明いたしまして、わが国に誤解のないような処置をとったつもりでございます。私は、アジアの平和のためには必ずこれは役立つ、かように確信をしております。

また、ただいまお尋ねがありました、ただいま言うような、私のほうから平和外交こそ主張いたしました、いわゆる軍事的な約束をするというようなことは全然ございません。また、ベトナム問題につきましても、米國と私が軍事的な話し合いをした、かような約束は絶対にございません。私は、国民の皆さま方は、必ずや、忙しい国会ではあろうが、週末を利用し隣の國の大統領就任式に出ていったこと、これを高く評価されるのがわが国民の実態だ、かように思っております。

(拍手) 必ずまたたかい理解を持ってこの問題を見守っていただき、今後の日韓の正常化について一そう拍車をかけるもの、かように思っております。

また、韓国大統領との間に私が何だか経済的な約束でもしたような御想像でございますが、さう

うなことはございません。私は一般的なお話しはいたしましたが、具体的な話はいたしておりません。と申しますのは、八月の上旬に日韓間の関係の定期会議が行なわれることになっております。今度東京で行なわれますので、大統領と私、総理と私、その間では、具体的な問題はこの關係會議に譲ろう、こういうことで、それらの話はいたしておりません。

また、いわゆるモーニングテイで四者が集まったことについていろいろ想像を下されておりますが、これはいわゆるモーニングテイという、社交的な会合でございます。むしろ、政治的な会合といわれるならば、ハンフリー副大統領と会ったこととか、あるいは総理と会ったことが、政治的な意味を持つといわれても、これはしかたございませんけれども、先ほど来申すような実情でございますから、モーニングテイといふものは、これは社交的なものだ、韓国を離れるに際していずれの國と先に会るか、こういうようなことが外交ではたいへん問題になるのであります。そういう意味で、三者を一緒にしてそこで懇談をする、こういうことでありますから、この席には別に具体的に何々の問題について話し合おう、こういうようなことは全然ないのでござい

ます。この点は実情を十分御理解がいただけるものと私は確信をいたしております。

次に、韓半島の問題についてのお尋ねがございました。いわゆる北鮮の問題であります。私は、韓半島は必ずや平和のうちに統一國家ができる、これが私どもの願ひでもあり、これは同一民族がそいう形で單一國家をつくるということ、これは望ましいことだ、かように思っております。したがって、この日韓外交の正常化をはかりました際もしばしば申し上げたのでござい

ますが、今日北鮮といふものがあることは、事実としてこれを認めざるを得ない。したがって、人事的な交通、交流であるとか、あるいは貿易の

問題であるとか、こういうことが現実に行なわれていることを私は無視しようというものはございません。しかし、国交はただいま韓国との間に開けたのであります。北鮮とはたまたままだ開けておりません。そういう意味で、いわゆる具体的な事柄についてはケニス・パイ・ケニスできめていき、具体的措置をきめよう、さうしてそれは慎重に取り扱っていき、こういうことで、何度でもこの席でお答えをしておりますので、何度でも、いままら重ねてこの点のお尋ねを伺おうとは実は予期しなかつたのであります。私は、これらの点については国民の多数の方々にはみんなすでに御承知のことだ、かように思っています。

次に、日韓の国交の正常化について、何度でも申しますように、第一次経済計画、第二次経済計画とただいま取り組む韓国政府の態度であります。これらについては、先ほど申しました八月の關係會議におきましてその詳細を話し合つたつもりでございます。先ほど来申しておりますに、一切の軍事的な話し合いはいたして申すように、何ら約束はしておりませんし、また、ベトナムにつきましても、アメリカと特別な軍事的な話し合いはいたして申すように、ベトナムの場合につきましても、その他につきましても、忠実に憲法を守るつもりでございますので、さうな出過ぎたこととは絶対にいたしませんから、御安心のほどを願ひます。

次に、南ベトナムへ出かけることにつきましていろいろ御心配をいたしておるようであります。私は、私の一挙手一投足、これはわが國の安全、平和、繁榮、それにつながるものでござい

ますから、もちろん慎重にするつもりでございます。したがって、南ベトナムに出かけるにいたして、誤解を受けるようなことは避けたいと思ひますが、ただ私は皆さま方に申し上げたいのは、今日南ベトナムで戦争が行なわれておる。これをほんとうに平和を招来すること、これは国民全体の願ひだと思ひます。また、ただひとり日本国民ばかりではありません、これはアジア

ア、さらには広くすれば世界の人類の願ひだと思っております。一日も早く戦闘を終息させ、これが必要なことだと思ひます。私はアジアに位する日本の総理といたしまして、むしろこういう事柄については積極的にその実情を把握する、さういふ勇氣があつてしかるべきだと思ひます。私はさういふ意味で実情を把握して、さうして平和への探求をしたい、かように私は念願しておりますのであります、それ以外に他意はございません。

また、私がこの点を主張いたしますのは、いろいろ具体的に何を考へているかというお尋ねであります。これもしばしば申し上げましたように、どうか一日も早く戦闘状態を停止して話し合の場についてもらいたい、これが私の念願であります。御承知のように、中東問題におきましても、すでに戦闘は開始された、しかしながら、國連の決議によりまして關係國は戦闘をやめた、そしてただいま話し合いにつこうとしておる。なかなか最終的な結果をもたらすのはたいへんと思ひます。困難なことだと思ひます。しかしながら、何よりもまず第一に戦闘をやめることだ、話し合いによつて問題を片づけるといふ、さういふことではなければならぬと思ひます。私はさういふ意味で、私のこの平和への念願、熱願を率直に披露してまいらうと思ひます。

また、アメリカに行つて話をしろ、さういふことでございますが、アメリカにもそのうち出かけます。十分私は世界の平和のために貢献し、役立つように行動するつもりでございます。(拍手)

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 恩給法等の一部を改正する法律案 国会に提出する。

昭和四十二年四月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に、「百五万円」を「百三十万円」に、「九十万円」を「百十万円」に、「百三十五万円」を「百六十五万円」に、「百八十万円」を「二百二十万円」に改める。

第六十五条第六項中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

別表第三号表中「三〇一、〇〇〇円」を「三八七、〇〇〇円」に、「二四四、〇〇〇円」を「三一三、〇〇〇円」に、「一九六、〇〇〇円」を「二五二、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三二〇、〇〇〇円」を「三八四、〇〇〇円」に、「二六五、〇〇〇円」を「三一八、〇〇〇円」に、「二二七、〇〇〇円」を「二七二、〇〇〇円」に、「一八七、〇〇〇円」を「二二四、〇〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第六の第一欄に掲げ

る金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額」を加える。

附則第二十二條第一項中「又は傷病の程度」の下に「及び年齢の区分」を加える。

附則第二十四條の八の次に次の一条を加える。

(昭和二十年八月十五日以後退職した旧軍人の恩給についての特例)

第二十四條の九 昭和二十年八月十五日以後に退職した准士官以上の旧軍人で、旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年数が十二年以上十三年未満のもの(下士官以下の旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年数が十二年以上)のものを除く。は、恩給法及びこの法律の附則の規定の適用については、退職時まで下士官以下の最終の階級をもつて在職したものとみなす。

2 前項に規定する者又はその遺族は、昭和四十二年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

3 附則第二十四條の四第二項及び第三項並びに附則第二十四條の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは、「昭和四十二年十月一日」と、附則第二十四條の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは、「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十二年十月から」と読み替へるものとする。

附則第二十六條中「場合を含む。」の下に「、第二十四條の九」を加える。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大將	一、〇七五、六〇〇円
中將	八九九、八〇〇円
少將	七〇〇、五〇〇円
大佐	五九三、五〇〇円
中佐	五五九、六〇〇円
少佐	四四〇、三〇〇円
大尉	三五五、七〇〇円
中尉	二七八、〇〇〇円
少尉	二四四、二〇〇円
准士官	二一四、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一七七、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一六九、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	一六二、五〇〇円
兵	一四二、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「六〇、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五を次のように改める。

傷病の程度	年額	
	七十歳未満の者	七十歳以上の者
第一款症	九〇、〇〇〇円	九七、〇〇〇円
第二款症	六九、〇〇〇円	七四、〇〇〇円
第三款症	五四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円
第四款症	四七、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号 恩給法等の一部を改正する法律案

附則別表第五の次に次の一表を加える。
附則別表第六

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一〇七五、六〇〇円	九七、八〇〇円	一八〇、九〇〇円
八九九、八〇〇円	八一、八〇〇円	一五一、三〇〇円
七〇〇、五〇〇円	六三、七〇〇円	一一七、八〇〇円
五九三、五〇〇円	五三、九〇〇円	九九、八〇〇円
五五九、六〇〇円	五〇、八〇〇円	九四、一〇〇円
四四〇、三〇〇円	四〇、一〇〇円	七四、一〇〇円
三五五、七〇〇円	三三、四〇〇円	五九、九〇〇円
二七八、〇〇〇円	二五、二〇〇円	四六、七〇〇円
二四四、二〇〇円	二二、二〇〇円	四一、一〇〇円
二二四、三〇〇円	一九、五〇〇円	三六、〇〇〇円
一七七、五〇〇円	一六、二〇〇円	二九、九〇〇円
一六九、一〇〇円	一五、三〇〇円	二八、四〇〇円
一六二、五〇〇円	一四、七〇〇円	二七、三〇〇円
一四二、八〇〇円	一三、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)
 第三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
 第四条 第一項中「本項」の下に「及び第十條の二」を加える。
 第十條の次に次の一條を加える。
 (旧外地官公署職員)
 第十條の二 昭和二十年八月十五日において内地以外の地域(樺太を含む)にあつた官公署(元陸軍又は海軍の官署を除く。)に勤務していた改正前の恩給法第十九條第一項に規定する公務員が、政令で定める期間内に第四條第

一項の政令で定める琉球諸島政府職員となつた場合(当該琉球諸島政府職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給に於ける最短恩給年限に達している者が当該琉球諸島政府職員となつた場合を除く。)においては、その琉球諸島政府職員を改正前の恩給法第十九條第一項に規定する公務員として在職するものとみなす。
 2 前項の琉球諸島政府職員については、第四條及び第六條に規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、恩給(年金たる恩給に限る)を給する。
 第十四條中、「第十條又は第十一條」を「又は第十條から第十一條まで」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律の一部改正)
 第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
 第二條 第一項中「二年」を「四年」に、「六年」を「十二年」に改める。
 (恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第五條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六條の見出し中「妻又は子に給する扶助料」を「妻、子又は老齢者に給する恩給」に改め、同條に次の一項を加える。
 3 前二項の規定は、普通恩給又は扶助料を受ける者の年齢が七十歳以上である場合の普通恩給又は扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く。)の年額について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは「昭和四十二年十月分」と、「扶助料の年額」とあるのは「普通恩給又は扶助料の年額」と、前項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは「昭和四十二年九月三十日」と読み替へるものとする。

(国民年金法の一部改正)
 第六條 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十号)の一部を次のように改正する。
 第六十五條 第五項中「十万二千五百円」を「十二万九千五百円」に改める。
 附則
 (施行期日)
 第一條 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。
 (文官等の恩給年額の改定)
 第二條 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」といふ)附則第十條第

一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ)を除く。以下同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ)を除く。以下同じ)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十二年十月分(同月一日以後に給する事由の生ずるものについては、その給する事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。
 一 第二号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十二号)以下「法律第八十二号」といふ)附則第二條第二号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 三 法律第八十二号附則第二條第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額
 四 六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、前第三号の規定にかかわらず、第一号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第一の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲

ける金額)を加えた額、第二号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第二の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第五の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額、前号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第三の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を、それぞれ退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

2 前項の普通恩給又は扶助料を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき(六十五歳未満の扶助料を受ける妻又は子が六十五歳に達したときを除く)は、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、同項第四号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわぬ。

3 前二項の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。次条において同じ)をした公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十條第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

第三条 昭和三十五年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族として昭和四十二年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けている者(前条第三項に規定する者を除く)については、同年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する法令(以下「旧給与法令」という。)がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべき

であつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者に並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第四号」とあるのは、「第一項ただし書」と読み替へるものとする。

第四条 前二条の規定による改定年額の計算について恩給法別表第四号表又は別表第五号表の規定を適用する場合においては、これらの表中、附則別表第七(イ)又は(ロ)の第一欄に掲げる額は、六十五歳未満の者(扶助料を受ける妻及び子を除く)に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第二欄に掲げる額とし、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第三欄に掲げる額とし、七十歳以上の者に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第四欄に掲げる額とする。

2 扶助料に関する前二条の規定の適用については、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十五歳又は七十歳に達した日に、他の一人も六十五歳又は七十歳に達したものとみなす。

(公務員等恩給に関する経過措置)
 第五条 昭和四十二年九月三十日において現に増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。以下この

条において同じ)を受けている者については、同年十月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改正後の同法別表第二号表の年額が従前の年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)に達しない者については、この改定を行なわぬ。

2 昭和四十二年九月三十日において現に改正前の恩給法第六十五條第六項に規定する金額の加給をされた増加恩給を受けている者については、前項の規定によるほか、同年十月分以降、その加給の年額を改正後の恩給法同条同項の規定による年額に改定する。

3 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第六条 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第七条 昭和四十二年九月三十日において現に第七項症の増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわぬ。

2 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第八条 昭和四十二年九月三十日において現に傷病年金を受けている者については、同年十月分以降、その年額(妻に係る加給の年額、法律第五十五号附則第三條の規定により同法による改正前の恩給法第六十五條ノ二第三項の規定の例

によることとされた加給の年額で妻に係るもの及び法律第五十五号附則第二十二條の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十一号)附則第二條の規定による加給の年額をいう。以下この項において同じ)を除く)を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額(妻に係る加給の年額を除く)に達しない者については、この改定を行なわぬ。

2 前項の傷病年金を受ける者が七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(旧軍人等の恩給年額の改定)
 第九条 昭和四十二年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十二年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する改正後の同法附則別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 附則第二條第二項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合においては、同条第二項中「同項第四号」とあるのは、「第一項ただし書」と読み替へるものとする。

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号 恩給法等の一部を改正する法律案

3 附則第四条第二項の規定は、第一項及び前項において準用する附則第二条第二項の規定による扶助料の年額の改定について準用する。
(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十條 改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(以下「特別措置法」といふ。)第十條の二及び第十四條の規定は、この法律の施行前に特別措置法第四條第一項の政令で定める琉球諸島民政職員を退職し、又は死亡した者についても適用する。

2 前項の規定により普通恩給又は扶助料を受けることとなる場合における当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十二年十月から始めるものとする。
(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律(以下「改正後の法律第百七十七号」といふ。)に基づき給与されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和四十二年十月から始めるものとする。

2 恩給法第七十五條第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第百七十七号第三條の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十二年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

第十二條 昭和四十二年四月一日前に死亡した者の父母又は祖父母として前条に規定する扶助料を受ける者(当該扶助料を受ける資格を有する

者を含む。)又は同条に規定する遺族年金を受けたる者(戦傷病者戦没者遺族等援護法昭和二十七年法律第百二十七号)第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。)は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第 号)第二條第一項の規定の適用については、それぞれ、同日において同項第二号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者とみなす。
(職権改定)

第十三條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条及び附則第十一条第二項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十四條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八條ノ四又は法律第八十二号附則第十二條の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第十五條 改正後の国民年金法第六十五條第五項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十二年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
一〇三、二〇〇円	一三、五〇〇円
一〇六、〇〇〇円	一六、六〇〇円

一〇八、五〇〇円	一一九、四〇〇円
一一二、〇〇〇円	一二三、二〇〇円
一一四、一〇〇円	一二五、五〇〇円
一一八、一〇〇円	一二九、九〇〇円
一二三、八〇〇円	一三六、二〇〇円
一二九、八〇〇円	一四二、八〇〇円
一三五、七〇〇円	一四九、三〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円
一四七、七〇〇円	一六二、五〇〇円
一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円
一六一、四〇〇円	一七七、五〇〇円
一六五、八〇〇円	一八二、四〇〇円
一七二、一〇〇円	一八九、三〇〇円
一七七、四〇〇円	一九五、一〇〇円
一八二、五〇〇円	二〇〇、八〇〇円
一八八、六〇〇円	二〇七、五〇〇円
一九四、八〇〇円	二一四、三〇〇円
二〇一、五〇〇円	二二一、七〇〇円
二〇八、三〇〇円	二二九、一〇〇円
二一六、八〇〇円	二三八、五〇〇円
二二三、〇〇〇円	二四四、二〇〇円
二二九、〇〇〇円	二五一、九〇〇円
二三五、七〇〇円	二五九、三〇〇円
二四九、二〇〇円	二七四、一〇〇円
二五二、七〇〇円	二七八、〇〇〇円

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号 恩給法等の一部を改正する法律案

六五二、九〇〇円	七二八、二〇〇円
六三六、八〇〇円	七〇〇、五〇〇円
六一一、三〇〇円	六七二、四〇〇円
五八五、六〇〇円	六四四、二〇〇円
五五九、九〇〇円	六一五、九〇〇円
五三九、五〇〇円	五九三、五〇〇円
五三四、四〇〇円	五八七、八〇〇円
五〇八、七〇〇円	五五九、六〇〇円
四八三、一〇〇円	五三一、四〇〇円
四七〇、四〇〇円	五一七、四〇〇円
四五七、四〇〇円	五〇三、一〇〇円
四三六、四〇〇円	四八〇、〇〇〇円
四一五、二〇〇円	四五六、七〇〇円
四〇〇、三〇〇円	四四〇、三〇〇円
三九五、六〇〇円	四三五、二〇〇円
三七七、五〇〇円	四一五、三〇〇円
三五九、五〇〇円	三九五、五〇〇円
三五〇、三〇〇円	三八五、三〇〇円
三四一、四〇〇円	三七五、五〇〇円
三三三、四〇〇円	三五五、七〇〇円
三二七、三〇〇円	三四九、〇〇〇円
三〇六、七〇〇円	三三七、四〇〇円
二九九、四〇〇円	三二九、三〇〇円
二九一、七〇〇円	三二〇、九〇〇円
二七六、六〇〇円	三〇四、三〇〇円
二六二、九〇〇円	二八九、二〇〇円

附則別表第二

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一〇三、二〇〇円未満の場合又は一、〇八六、二〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

六七〇、一〇〇円	七三七、一〇〇円
七〇三、二〇〇円	七七三、五〇〇円
七三六、六〇〇円	八一〇、三〇〇円
七五三、四〇〇円	八二八、七〇〇円
七六九、七〇〇円	八四六、七〇〇円
八〇二、八〇〇円	八八三、一〇〇円
八一八、〇〇〇円	八九九、八〇〇円
八三六、〇〇〇円	九一九、六〇〇円
八六九、二〇〇円	九五六、一〇〇円
九〇五、三〇〇円	九九五、八〇〇円
九二三、九〇〇円	一、〇一六、三〇〇円
九四一、五〇〇円	一、〇三五、七〇〇円
九六〇、〇〇〇円	一、〇五六、〇〇〇円
九七七、八〇〇円	一、〇七五、六〇〇円
一、〇一三、九〇〇円	一、一一五、三〇〇円
一、〇五〇、〇〇〇円	一、一五五、〇〇〇円
一、〇六七、八〇〇円	一、一七四、六〇〇円
一、〇八六、二〇〇円	一、一九四、八〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

仮定俸給年額

三〇五、六〇〇円	三三六、二〇〇円
三六五、四〇〇円	四〇一、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつて、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつて、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。	仮定俸給年額	恩給年額
一、二二二、一〇〇円	一、二四四、三〇〇円	一、二二二、一〇〇円
一、三三三、八〇〇円	一、二五九、四〇〇円	一、三三三、八〇〇円
一、四四四、五〇〇円	一、二七四、五〇〇円	一、四四四、五〇〇円
一、五五五、二〇〇円	一、二八九、六〇〇円	一、五五五、二〇〇円
一、六六六、九〇〇円	一、三〇四、七〇〇円	一、六六六、九〇〇円
一、七七七、六〇〇円	一、三一九、八〇〇円	一、七七七、六〇〇円
一、八八八、三〇〇円	一、三三〇、九〇〇円	一、八八八、三〇〇円
一、九九九、〇〇〇円	一、三四六、〇〇〇円	一、九九九、〇〇〇円
二、一〇〇、七〇〇円	一、三六一、一〇〇円	二、一〇〇、七〇〇円
二、二〇一、四〇〇円	一、三七六、二〇〇円	二、二〇一、四〇〇円
二、三〇二、一〇〇円	一、三九一、三〇〇円	二、三〇二、一〇〇円
二、四〇三、八〇〇円	一、四〇六、四〇〇円	二、四〇三、八〇〇円
二、五〇四、五〇〇円	一、四二一、五〇〇円	二、五〇四、五〇〇円
二、六〇五、二〇〇円	一、四三六、六〇〇円	二、六〇五、二〇〇円
二、七〇六、九〇〇円	一、四五一、七〇〇円	二、七〇六、九〇〇円
二、八〇七、六〇〇円	一、四八二、八〇〇円	二、八〇七、六〇〇円
二、九〇八、三〇〇円	一、四九七、九〇〇円	二、九〇八、三〇〇円
三、〇〇九、〇〇〇円	一、五一三、〇〇〇円	三、〇〇九、〇〇〇円
三、一〇一、七〇〇円	一、五二八、一〇〇円	三、一〇一、七〇〇円
三、二〇二、四〇〇円	一、五四三、二〇〇円	三、二〇二、四〇〇円
三、三〇三、一〇〇円	一、五五八、三〇〇円	三、三〇三、一〇〇円
三、四〇四、八〇〇円	一、五七三、四〇〇円	三、四〇四、八〇〇円
三、五〇五、五〇〇円	一、五八八、五〇〇円	三、五〇五、五〇〇円
三、六〇六、二〇〇円	一、六〇三、六〇〇円	三、六〇六、二〇〇円
三、七〇七、九〇〇円	一、六一八、七〇〇円	三、七〇七、九〇〇円
三、八〇八、六〇〇円	一、六三三、八〇〇円	三、八〇八、六〇〇円
三、九〇九、三〇〇円	一、六四八、九〇〇円	三、九〇九、三〇〇円
四、〇一〇、〇〇〇円	一、六六四、〇〇〇円	四、〇一〇、〇〇〇円
四、一〇一、七〇〇円	一、六七九、一〇〇円	四、一〇一、七〇〇円
四、二〇二、四〇〇円	一、六九四、二〇〇円	四、二〇二、四〇〇円
四、三〇三、一〇〇円	一、七〇九、三〇〇円	四、三〇三、一〇〇円
四、四〇四、八〇〇円	一、七二四、四〇〇円	四、四〇四、八〇〇円
四、五〇五、五〇〇円	一、七三九、五〇〇円	四、五〇五、五〇〇円
四、六〇六、二〇〇円	一、七五四、六〇〇円	四、六〇六、二〇〇円
四、七〇七、九〇〇円	一、七六九、七〇〇円	四、七〇七、九〇〇円
四、八〇八、六〇〇円	一、七八四、八〇〇円	四、八〇八、六〇〇円
四、九〇九、三〇〇円	一、七九九、九〇〇円	四、九〇九、三〇〇円
五、〇一〇、〇〇〇円	一、八一五、〇〇〇円	五、〇一〇、〇〇〇円
五、一〇一、七〇〇円	一、八三〇、一〇〇円	五、一〇一、七〇〇円
五、二〇二、四〇〇円	一、八四五、二〇〇円	五、二〇二、四〇〇円
五、三〇三、一〇〇円	一、八六〇、三〇〇円	五、三〇三、一〇〇円
五、四〇四、八〇〇円	一、八七五、四〇〇円	五、四〇四、八〇〇円
五、五〇五、五〇〇円	一、八九〇、五〇〇円	五、五〇五、五〇〇円
五、六〇六、二〇〇円	一、九〇五、六〇〇円	五、六〇六、二〇〇円
五、七〇七、九〇〇円	一、九二〇、七〇〇円	五、七〇七、九〇〇円
五、八〇八、六〇〇円	一、九三五、八〇〇円	五、八〇八、六〇〇円
五、九〇九、三〇〇円	一、九五〇、九〇〇円	五、九〇九、三〇〇円
六、〇一〇、〇〇〇円	一、九六五、〇〇〇円	六、〇一〇、〇〇〇円
六、一〇一、七〇〇円	一、九八〇、一〇〇円	六、一〇一、七〇〇円
六、二〇二、四〇〇円	一、九九五、二〇〇円	六、二〇二、四〇〇円
六、三〇三、一〇〇円	二、〇一〇、三〇〇円	六、三〇三、一〇〇円
六、四〇四、八〇〇円	二、〇二五、四〇〇円	六、四〇四、八〇〇円
六、五〇五、五〇〇円	二、〇四〦、五〇〇円	六、五〇五、五〇〇円
六、六〇六、二〇〇円	二、〇五五、六〇〇円	六、六〇六、二〇〇円
六、七〇七、九〇〇円	二、〇七〦、七〇〇円	六、七〇七、九〇〇円
六、八〇八、六〇〇円	二、〇八五、八〇〇円	六、八〇八、六〇〇円
六、九〇九、三〇〇円	二、一〇〦、九〇〇円	六、九〇九、三〇〇円
七、〇一〇、〇〇〇円	二、一二一、〇〇〇円	七、〇一〇、〇〇〇円
七、一〇一、七〇〇円	二、一三六、一〇〇円	七、一〇一、七〇〇円
七、二〇二、四〇〇円	二、一五一、二〇〇円	七、二〇二、四〇〇円
七、三〇三、一〇〇円	二、一六六、三〇〇円	七、三〇三、一〇〇円
七、四〇四、八〇〇円	二、一八一、四〇〇円	七、四〇四、八〇〇円
七、五〇五、五〇〇円	二、一九六、五〇〇円	七、五〇五、五〇〇円
七、六〇六、二〇〇円	二、二〇一、六〇〇円	七、六〇六、二〇〇円
七、七〇七、九〇〇円	二、二一六、七〇〇円	七、七〇七、九〇〇円
七、八〇八、六〇〇円	二、二三一、八〇〇円	七、八〇八、六〇〇円
七、九〇九、三〇〇円	二、二四六、九〇〇円	七、九〇九、三〇〇円
八、〇一〇、〇〇〇円	二、二六二、〇〇〇円	八、〇一〇、〇〇〇円
八、一〇一、七〇〇円	二、二七七、一〇〇円	八、一〇一、七〇〇円
八、二〇二、四〇〇円	二、二九二、二〇〇円	八、二〇二、四〇〇円
八、三〇三、一〇〇円	二、三〇七、三〇〇円	八、三〇三、一〇〇円
八、四〇四、八〇〇円	二、三二二、四〇〇円	八、四〇四、八〇〇円
八、五〇五、五〇〇円	二、三三七、五〇〇円	八、五〇五、五〇〇円
八、六〇六、二〇〇円	二、三五二、六〇〇円	八、六〇六、二〇〇円
八、七〇七、九〇〇円	二、三六七、七〇〇円	八、七〇七、九〇〇円
八、八〇八、六〇〇円	二、三八二、八〇〇円	八、八〇八、六〇〇円
八、九〇九、三〇〇円	二、三九七、九〇〇円	八、九〇九、三〇〇円
九、〇一〇、〇〇〇円	二、四一三、〇〇〇円	九、〇一〇、〇〇〇円
九、一〇一、七〇〇円	二、四二8、100円	九、一〇一、700円
九、202、400円	2、443、200円	9、202、400円
9、303、100円	2、458、300円	9、303、100円
9、404、800円	2、473、400円	9、404、800円
9、505、500円	2、488、500円	9、505、500円
9、606、200円	2、503、600円	9、606、200円
9、707、900円	2、518、700円	9、707、900円
9、808、600円	2、533、800円	9、808、600円
9、909、300円	2、548、900円	9、909、300円
10、010、000円	2、564、000円	10、010、000円
10、101、700円	2、579、100円	10、101、700円
10、202、400円	2、594、200円	10、202、400円
10、303、100円	2、609、300円	10、303、100円
10、404、800円	2、624、400円	10、404、800円
10、505、500円	2、639、500円	10、505、500円
10、606、200円	2、654、600円	10、606、200円
10、707、900円	2、669、700円	10、707、900円
10、808、600円	2、684、800円	10、808、600円
10、909、300円	2、699、900円	10、909、300円
11、010、000円	2、715、000円	11、010、000円
11、101、700円	2、730、100円	11、101、700円
11、202、400円	2、745、200円	11、202、400円
11、303、100円	2、760、300円	11、303、100円
11、404、800円	2、775、400円	11、404、800円
11、505、500円	2、790、500円	11、505、500円
11、606、200円	2、805、600円	11、606、200円
11、707、900円	2、820、700円	11、707、900円
11、808、600円	2、835、800円	11、808、600円
11、909、300円	2、850、900円	11、909、300円
12、010、000円	2、866、000円	12、010、000円
12、101、700円	2、881、100円	12、101、700円
12、202、400円	2、896、200円	12、202、400円
12、303、100円	2、911、300円	12、303、100円
12、404、800円	2、926、400円	12、404、800円
12、505、500円	2、941、500円	12、505、500円
12、606、200円	2、956、600円	12、606、200円
12、707、900円	2、971、700円	12、707、900円
12、808、600円	2、986、800円	12、808、600円
12、909、300円	2、1001、900円	12、909、300円
13、010、000円	2、1017、000円	13、010、000円
13、101、700円	2、1032、100円	13、101、700円
13、202、400円	2、1047、200円	13、202、400円
13、303、100円	2、1062、300円	13、303、100円
13、404、800円	2、1077、400円	13、404、800円
13、505、500円	2、1092、500円	13、505、500円
13、606、200円	2、1107、600円	13、606、200円
13、707、900円	2、1122、700円	13、707、900円
13、808、600円	2、1137、800円	13、808、600円
13、909、300円	2、1152、900円	13、909、300円
14、010、000円	2、1168、000円	14、010、000円
14、101、700円	2、1183、100円	14、101、700円
14、202、400円	2、1198、200円	14、202、400円
14、303、100円	2、1213、300円	14、303、100円
14、404、800円	2、1228、400円	14、404、800円
14、505、500円	2、1243、500円	14、505、500円
14、606、200円	2、1258、600円	14、606、200円
14、707、900円	2、1273、700円	14、707、900円
14、808、600円	2、1288、800円	14、808、600円
14、909、300円	2、1303、900円	14、909、300円
15、010、000円	2、1319、000円	15、010、000円
15、101、700円	2、1334、100円	15、101、700円
15、202、400円	2、1349、200円	15、202、400円
15、303、100円	2、1364、300円	15、303、100円
15、404、800円	2、1379、400円	15、404、800円
15、505、500円	2、1394、500円	15、505、500円
15、606、200円	2、1409、600円	15、606、200円
15、707、900円	2、1424、700円	15、707、900円
15、808、600円	2、1439、800円	15、808、600円
15、909、300円	2、1454、900円	15、909、300円
16、010、000円	2、1470、000円	16、010、000円
16、101、700円	2、1485、100円	16、101、700円
16、202、400円	2、1500、200円	16、202、400円
16、303、100円	2、1515、300円	16、303、100円
16、404、800円	2、1530、400円	16、404、800円
16、505、500円	2、1545、500円	16、505、500円
16、606、200円	2、1560、600円	16、606、200円
16、707、900円	2、1575、700円	16、707、900円
16、808、600円	2、1590、800円	16、808、600円
16、909、300円	2、1605、900円	16、909、300円
17、010、000円	2、1621、000円	17、010、000円
17、101、700円	2、1636、100円	17、101、700円
17、202、400円	2、1651、200円	17、202、400円
17、303、100円	2、1666、300円	17、303、100円
17、404、800円	2、1681、400円	17、404、800円
17、505、500円	2、1696、500円	17、505、500円
17、606、200円	2、1711、600円	17、606、200円
17、707、900円	2、1726、700円	17、707、900円
17、808、600円	2、1741、800円	17、808、600円
17、909、300円	2、1756、900円	17、909、300円
18、010、000円	2、1772、000円	18、010、000円
18、101、700円	2、1787、100円	18、101、700円
18、202、400円	2、1802、200円	18、202、400円
18、303、100円	2、1817、300円	18、303、100円
18、404、800円	2、1832、400円	18、404、800円
18、505、500円	2、1847、500円	18、505、500円
18、606、200円	2、1862、600円	18、606、200円
18、707、900円	2、1877、700円	18、707、900円
18、808、600円	2、1892、800円	18、808、600円
18、909、300円	2、1907、900円	18、909、300円
19、010、000円	2、1923、000円	19、010、000円
19、101、700円	2、1938、100円	19、101、700円
19、202、400円	2、1953、200円	19、202、400円
19、303、100円	2、1968、300円	19、303、100円
19、404、800円	2、1983、400円	19、404、800円
19、505、500円	2、1998、500円	19、505、500円
19、606、200円	2、2013、600円	19、606、200円
19、707、900円	2、2028、700円	19、707、900円
19、808、600円	2、2043、800円	19、808、600円
19、909、300円	2、2058、900円	19、909、300円
20、010、000円	2、2074、000円	20、010、000円
20、101、700円	2、2089、100円	20、101、700円
20、202、400円	2、2104、200円	20、202、400円
20、303、100円	2、2119、300円	20、303、100円
20、404、800円	2、2134、400円	20、404、800円
20、505、500円	2、2149、500円	20、505、500円
20、606、200円	2、2164、600円	20、606、200円
20、707、900円	2、2179、700円	20、707、900円
20、808、600円	2、2194、800円	20、808、600円
20、909、300円	2、2209、900円	20、909、300円
21、010、000円	2、2225、000円	21、010、000円
21、101、700円	2、2240、100円	21、101、700円
21、202、400円	2、2255、200円	21、202、400円
21、303、100円	2、2270、300円	21、303、100円
21、404、800円	2、2285、400円	21、404、800円
21、505、500円	2、2300、500円	21、505、500円
21、606、200円	2、2315、600円	21、606、200円
21、707、900円	2、2330、700円	21、707、900円
21、808、600円	2、2345、800円	21、808、600円
21、909、300円	2、2360、900円	21、909、300円
22、010、000円	2、2376、000円	22、010、000円
22、101、700円	2、2391、100円	22、101、700円
22、202、400円	2、2406、200円	22、202、400円
22、303、100円	2、2421、300円	22、303、100円
22、404、800円	2、2436、400円	22、404、800円
22、505、500円	2、2451、500円	22、505、500円
22、606、200円	2、2466、600円	22、606、200円
22、707、900円	2、2481、700円	22、707、900円
22、808、600円	2、2496、800円	22、808、600円
22、909、300円	2、2511、900円	22、909、300円
23、010、000円	2、2527、000円	23、010、000円
23、101、700円	2、2542、100円	23、101、700円
23、202、400円	2、2557、200円	23、202、400円
23、303、100		

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号 恩給法等の一部を改正する法律案

三二〇、九〇〇円	二九、一〇〇円	五三、九〇〇円
三〇四、三〇〇円	二七、六〇〇円	五一、一〇〇円
二八九、二〇〇円	二六、三〇〇円	四八、六〇〇円
二七八、〇〇〇円	二五、二〇〇円	四六、七〇〇円
二七四、一〇〇円	二四、九〇〇円	四六、一〇〇円
二五九、三〇〇円	二三、五〇〇円	四三、六〇〇円
二五一、九〇〇円	二二、九〇〇円	四二、四〇〇円
二四四、二〇〇円	二二、二〇〇円	四一、一〇〇円
二三八、五〇〇円	二一、七〇〇円	四〇、一〇〇円
二三九、一〇〇円	二〇、九〇〇円	三八、六〇〇円
二二一、七〇〇円	二〇、一〇〇円	三七、二〇〇円
二一四、三〇〇円	一九、五〇〇円	三六、〇〇〇円
二〇七、五〇〇円	一八、八〇〇円	三四、九〇〇円
二〇〇、八〇〇円	一八、二〇〇円	三三、七〇〇円
一九五、一〇〇円	一七、八〇〇円	三二、九〇〇円
一八九、三〇〇円	一七、二〇〇円	三一、八〇〇円
一八二、四〇〇円	一六、六〇〇円	三〇、七〇〇円
一七七、五〇〇円	一六、二〇〇円	二九、九〇〇円
一七三、四〇〇円	一五、七〇〇円	二九、一〇〇円
一六九、一〇〇円	一五、三〇〇円	二八、四〇〇円
一六二、五〇〇円	一四、七〇〇円	二七、三〇〇円
一五六、〇〇〇円	一四、二〇〇円	二六、二〇〇円
一四九、三〇〇円	一三、五〇〇円	二五、一〇〇円
一四二、八〇〇円	一三、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
一三六、二〇〇円	一二、四〇〇円	二三、九〇〇円
一二九、九〇〇円	一一、八〇〇円	二二、九〇〇円

八二〇、三〇〇円	七三、六〇〇円	一三六、二〇〇円
七七三、五〇〇円	七〇、三〇〇円	一三〇、一〇〇円
七三七、一〇〇円	六七、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円
七一八、二〇〇円	六五、三〇〇円	一二〇、八〇〇円
七〇〇、五〇〇円	六三、七〇〇円	一一七、八〇〇円
六七二、四〇〇円	六一、二〇〇円	一一三、一〇〇円
六四四、二〇〇円	五八、五〇〇円	一〇八、三〇〇円
六一五、九〇〇円	五六、〇〇〇円	一〇三、六〇〇円
五九三、五〇〇円	五三、九〇〇円	九九、八〇〇円
五八七、八〇〇円	五三、五〇〇円	九八、九〇〇円
五五九、六〇〇円	五〇、八〇〇円	九四、一〇〇円
五三一、四〇〇円	四八、三〇〇円	八九、四〇〇円
五一七、四〇〇円	四七、一〇〇円	八七、一〇〇円
五〇三、一〇〇円	四五、八〇〇円	八四、七〇〇円
四八〇、〇〇〇円	四三、七〇〇円	八〇、八〇〇円
四五六、七〇〇円	四一、五〇〇円	七六、八〇〇円
四四〇、三〇〇円	四〇、一〇〇円	七四、一〇〇円
四三五、二〇〇円	三九、五〇〇円	七三、一〇〇円
四一五、三〇〇円	三七、七〇〇円	六九、八〇〇円
三九五、五〇〇円	三五、九〇〇円	六六、五〇〇円
三八五、三〇〇円	三五、一〇〇円	六四、八〇〇円
三七五、五〇〇円	三四、二〇〇円	六三、二〇〇円
三五五、七〇〇円	三二、四〇〇円	五九、九〇〇円
三四九、〇〇〇円	三一、八〇〇円	五八、七〇〇円
三三七、四〇〇円	三〇、六〇〇円	五六、七〇〇円
三二九、三〇〇円	三〇、〇〇〇円	五五、四〇〇円

仮定俸給年額が一三、五〇〇円未満の場合又は一、一九四、八〇〇円をこえる場合においては、当該年額に対応する第一欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつては、俸給年額に百分の百二十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)と仮定俸給年額との差額に相当する額とし、当該年額に対応する第二欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつては、俸給年額に百分の百二十八・五を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)と仮定俸給年額との差額に相当する額とする。

附則別表第五

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
八二八、七〇〇円	七五、四〇〇円	一三九、四〇〇円
八四六、七〇〇円	七六、九〇〇円	一四二、四〇〇円
八八三、一〇〇円	八〇、三〇〇円	一四八、五〇〇円
八九九、八〇〇円	八一、八〇〇円	一五一、三〇〇円
九一九、六〇〇円	八三、六〇〇円	一五四、七〇〇円
九五六、一〇〇円	八六、九〇〇円	一六〇、八〇〇円
九九五、八〇〇円	九〇、六〇〇円	一六七、五〇〇円
一、〇一六、三〇〇円	九二、四〇〇円	一七〇、九〇〇円
一、〇三五、七〇〇円	九四、一〇〇円	一七四、一〇〇円
一、〇五六、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	一七七、六〇〇円
一、〇七五、六〇〇円	九七、八〇〇円	一八〇、九〇〇円
一、一一五、三〇〇円	一〇一、四〇〇円	一八七、六〇〇円
一、一五五、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一九四、三〇〇円
一、一七四、六〇〇円	一〇六、八〇〇円	一九七、五〇〇円
一、一九四、八〇〇円	一〇八、六〇〇円	二〇一、〇〇〇円

附則別表第六

五四一、三〇〇円	四九、二〇〇円	九一、〇〇〇円
六一五、〇〇〇円	五五、九〇〇円	一〇三、四〇〇円
六八九、〇〇〇円	六二、七〇〇円	一一五、九〇〇円
七六二、七〇〇円	六九、四〇〇円	一二八、三〇〇円
八三六、三〇〇円	七六、一〇〇円	一四〇、七〇〇円
九九七、七〇〇円	九〇、七〇〇円	一六七、八〇〇円
一、〇四一、〇〇〇円	九四、七〇〇円	一七五、一〇〇円
一、〇八一、二〇〇円	九八、三〇〇円	一八一、八〇〇円
一、一四〇、三〇〇円	一〇三、六〇〇円	一九一、七〇〇円
一、二二三、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	二〇四、一〇〇円
一、三一四、五〇〇円	一一九、五〇〇円	二二一、一〇〇円
一、三八一、九〇〇円	一二五、七〇〇円	二三三、四〇〇円
一、四八三、〇〇〇円	一三四、八〇〇円	二四九、四〇〇円
一、八五三、七〇〇円	一六八、五〇〇円	三三一、八〇〇円

附則別表第六 (続)

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
二四四、三〇〇円	一一、二〇〇円	四一、一〇〇円
二五九、四〇〇円	一一三、六〇〇円	四三、六〇〇円
二七四、五〇〇円	一二四、九〇〇円	四六、一〇〇円
三〇四、二〇〇円	二七、六〇〇円	五一、一〇〇円
三三〇、三〇〇円	二九、一〇〇円	五三、九〇〇円
三五六、八〇〇円	三二、五〇〇円	六〇、一〇〇円
三九二、〇〇〇円	三五、七〇〇円	六六、〇〇〇円
四三五、一〇〇円	三九、五〇〇円	七三、一〇〇円
四四九、五〇〇円	四〇、八〇〇円	七五、六〇〇円
五〇四、八〇〇円	四五、九〇〇円	八四、九〇〇円

二二二、〇〇〇円	二四四、二〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円
二〇八、三〇〇円	二三九、一〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二六七、七〇〇円
一九四、八〇〇円	二二四、三〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円
一八八、六〇〇円	二〇七、五〇〇円	二二六、三〇〇円	二四二、四〇〇円
一七七、四〇〇円	一九五、一〇〇円	二二二、九〇〇円	二二八、〇〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇二、五〇〇円
一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一六二、五〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円
一二九、八〇〇円	一四二、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円
五六、〇三二円	六一、六四二円	六七、二五五円	七二、〇二二円

理由

戦傷病者、戦没軍人の遺族、退職公務員等の恩給年額について所要の是正を行なうとともに、高齢者に給する加算恩給の年額について特例を設け、旧軍人等の遺族についての特例扶助料の給与条件を緩和することとし、あわせて旧外地官公署職員であつた者が琉球諸島民政政府職員となつた場合の当該職員期間を通算する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長關谷勝利君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔關谷勝利君登壇〕

○關谷勝利君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昨年十一月の恩給審議会の中間答申を尊重するとともに、高齢者、遺族たる妻子及び公務傷病者に重点を置き、恩給年額の増額等を行なうとするもので、その要旨は、恩給扶助料の年額を一〇%ないし二・五%増額すること、七十歳以上の者の加算恩給を、最短恩給年限に相当する額とすること、増加恩給の特別加給の年額を三万六千円に増額すること、旧外地官公署職員から琉球諸島民政政府職員となつた者の在職年の通算を行なうこと、特例扶助料の支給要件を緩和すること

と、在職十二年以上十三年未満の准士官以上の旧軍人に下士官の普通恩給を支給すること等の処遇改善の措置を昭和四十二年十月から実施しようとするものであります。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(石井光次郎君) 起立多数、よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第二 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出)
住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)
○竹内黎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第二とともに、地方行政委員長提出、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して両案を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。
日程第二、昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十二年五月八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十二年九月三十日以前の地方公務員等共済組合の規定による年金の額の改定等に関する法律

第一条 地方公務員共済組合の組合員であつた者(第五項各号に掲げる年金を受ける者を除く。)

昭和四十二年九月三十日以前の地方公務員等共済組合の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和三十七年法律第五十二号。以下「新法」という。)の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金(それぞれ地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。))の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。で、昭和四十二年九月三十日において既に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の給料年額又は仮定退職年金条例の給料年額若しくは仮定共済法の給料年額をそれぞれ新法第四十四条第二項若しくは施行法第二十一条第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七条第三項若しくは第二条第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額とみなし、新法

又は施行法(昭和四十一年十月一日前に退職した者については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十三号)による改正前の施行法)の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の給料年額 昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する国

条例(新法第四百二十二条第一項に規定する国の職員にあつては、給与に関する法令。以下この条において「旧給与条例」という。)がその者の退職(死亡を含む。以下この条において

同じ。)の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与条例の規定により受けるべきであつた給料に基づき、新法第四十四条第二

項の計算の基礎となるべき給料を求め、その給料の額を基礎として同項及び施行法第二条

第二項の規定により算定した給料年額に一・三三を乗じて得た額をいう。

二 仮定退職年金条例の給料年額 旧給与条例がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与条例の規定により受けるべきであつた給料を基礎として、施行法

第二条第一項第二十八号に規定する退職当時の給料年額又は恩給法(大正十二年法律第四

十八号)に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した給料年額を求め、その

年額に対応する別表第一の下欄に掲げる仮定給料年額を求めた場合におけるその仮定給料

年額をいう。

三 仮定共済法の給料年額 旧給与条例がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与条例の規定により受けるべきであつた給料を基礎として、旧市町村共

法(施行法第二条第一項第三号イに規定する旧市町村共済法をいう。)(第十七条第一項又はこれに相当する共済条例(施行法第二条第一

項第三号ロに規定する共済条例をいう。))の規定に規定する給付額の算定の基準となるべき

給料に相当する額を求め、その額に対応する別表第二の下欄に掲げる仮定給料を求めた場

合におけるその仮定給料の額の十二倍に相当する金額をいう。

2 六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十

五歳未満の妻、子若しくは孫に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で前項の

規定の適用を受けるものの額のうち、施行法第

十一条第一項第一号から第四号までの期間として年金額の計算の基礎となるものに係る額は、

前項各号列記以外の部分中「仮定退職年金条例の給料年額」とあるのは「仮定退職年金条例の

給料年額に、その年額を恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号。以下「昭和四十二年法律第 号」という。)

附則別表第四に掲げる仮定俸給年額とみなした

場合におけるその額にそれぞれ対応する同表の

第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者について

は、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た

額」と「仮定共済法の給料年額」とあるのは

「仮定共済法の給料年額に、その額を十二で除して得た額を別表第三に掲げる仮定給料とみなした

は、同表の第二欄に掲げる金額)を加えて得た

額」と「仮定共済法の給料年額」とあるのは

「仮定共済法の給料年額に、その額を十二で除して得た額を別表第三に掲げる仮定給料とみなした

場合におけるその額にそれぞれ対応する同表

の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者について

は、同表の第二欄に掲げる金額)の十二倍に

相当する金額を加えて得た額」として、同項の

規定により算定した額とする。この場合におい

て、これらの年金の支給を受ける者が二人以上

あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、

同項の規定を適用するものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者

が六十五歳又は七十歳に達したとき(遺族年金

を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したとき

を除く)は、その日の属する月の翌月分以後、前二項の規定に準じてその額を改定する。

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案外一案

九三〇

一 地方公共団体の長(新法第百条に規定する地方公共団体の長をいう)であつた者に係る新法第百二条から第百四条まで、第百六条又は第百七条の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金

二 警察職員(新法附則第十九条に規定する警察職員をいい、施行法第百三十二条の規定により警察職員であつたものとみなされる者を含む。)であつた者に係る新法附則第二十条から第二十二号まで、第二十四号又は第二十五号の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金

三 消防組合員(施行法第二条第一項第十一号に規定する消防組合員をいう)であつた者に係る施行法第百八条の規定により変更して適用することとされた新法の規定による退職年金、減額退職年金又は遺族年金

6 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十三号)附則第十号第一項の規定は、昭和四十年十月一日以後に新法の退職をした地方公務員共済組合の組合員に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の前各項の規定による改定年金額について準用する。

7 この条に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定による年金額の改定に關して必要な事項は、政令で定める。

第二条 前条の規定により年金額を改定する場合において、同条の規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつて同条の規定による改定年金額とする。

第三条 第一条の規定による年金額の改定により増加する費用(次項に規定する費用を除く。)のうち、施行法第百一十号第一項第五号、第六十八号第一項第二号、第九十号第一項第二号又は第百一十号第一項第二号の期間(以下この項において「施行日以後の組合員期間」という。)以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対

応する年金額の増加に要する費用については、国、地方公共団体又は地方公務員共済組合が負担し、施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第百三十三条第二項第二号及び第四項、第百四十一条(第三項を除く。)並びに第百四十二条第一項、第二項及び第六項の規定の例による。

2 第一条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金についての費用は、国又は地方公共団体が負担する。

(新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に係る年金の支給等)

第四条 施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員(施行法第五十五号第一項各号に掲げる者を含む。)以下「更新組合員等」という。)が昭和四十二年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第 号

第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第二十四号の九及び施行法の規定を適用するとし、たならば、退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又はその若しくはは遺族の遺族の退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十一年十月分から、その若しくははその遺族に当該退職年金若しくは遺族年金を支給し、又は当該退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金の額を改定する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四号の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給付金(施行法第二条第一項第十二号に規定する退職給付金をいい、これに

相当する給付を含む。)の支給を受け、又は施行法第二条第一項第三号に規定する共済法、新法若しくは施行法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。)を支給を受けた者(新法第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)又はその遺族である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給付金又はこれらの一時的金の額(新法第八十三條第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という。)の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

第五条 前条の規定は、更新組合員等が昭和四十二年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第 号第三号の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)第十号の二及び施行法の規定を適用するとし、たならば、退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又はその若しくははその遺族の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときについて準用する。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、次条の規定、附則第三条中施行法第二条第一項第二十九号、第七号第一項第三号、第十号第一号、第二十五号、第三十四

条、第五十五号第一項及び第六十四号の改正規定並びに施行法第百三十六号の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第五条、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までの規定は、公布の日から施行する。

第二条 地方公務員等共済組合法の一部(改正) 第二条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第百六十四号中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 退職年金を受ける者が当該共済会を組織する地方議會議員である間における公務に關連する傷病により恩給法別表第一号表ノ二に掲げる程度の不具廃疾の状態にあるときは、その者が五十五歳未満であつても、その状態にある間、前項の規定による停止は、行なわれない。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「算定した給料年額」の下に「(政令で定める退職年金率例に係るものにあつては、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例に準じ政令で定めるところにより算定した額とする。次号及び第三十一号において同じ。)」を加える。

第三条の三第一項第五号中「以下この号において「法律第八十二号」という。」を削り、「法律第八十二号による」とを恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)によるに改める。

第三条の四第三項中「前二項」を「前三項」に、「及び四十年改定法」を「四十年改定法及び四十二年改定法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律

(昭和四十二年法律第 号。以下この条に

ついて「四十二年改定法」といふ。)第三条
第一項及び第三項並びに第六条の規定は、旧
市町村共済法の規定による年金のうち昭和三
十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた
ものについて、四十二年改定法第五条第一項
(第一号及び第二号を除く。)及び第三項並び
に第六条の規定は、旧市町村共済法の規定に
よる年金のうち同年四月一日以後に給付事由
が生じたものについて準用する。この場合に
おいては、第一項後段の規定を準用する。

第七條第一項第三号及び第十條第一号中「第
六十四條第一項」を「第六十四條」に改める。
第二十五條中「場合」の下に「及び増加退
料等を受ける権利を有する更新組合員若しくは
更新組合員であつた者又はその遺族が第五十一
條第一項又は第二項の申出をした場合」を加え
る。

第三十四條中「場合」の下に「及び増加退
料等を受ける権利を有していた更新組合員又は更
新組合員であつた者で第五十一條第一項又は第
二項の申出のあつたものが当該増加退料等に
係る公務傷病により死亡した場合」を加える。
第四十一條中「七万七千六百四十四円」を
「九万四千九百四十四円」に改める。

第五十五條第一項中「第一項まで」の下に
「第二十五條」を加え、「第三十三條」を「第三
十四條」に改める。
第五十七條第七項及び第八項中「十五万円」
を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万
円」に改め、同條第九項中「又は孫」を「若し
くは孫又は七十歳以上の者」に改める。

第六十四條第三項中「第一項」の下に「又は前
項」を加え、「同項」を「第一項(前項において準
用する場合を含む。)」に改め、同項を同條第四
項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。
3 前二項の規定は、更新組合員(第一項に規定
する更新組合員を除く。)の施行日前の厚生年
金保険の被保険者であつた期間(地方公共団

体で使用され、地方公共団体から給付を受け
る者であつた期間に限る。)で政令で定めるも
のについて準用する。
第九十五條第二項及び第三項中「十五万円」
を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万
円」に改める。
第三百三十六條の次に次の一項を加える。
(追加費用に關する自治大臣の権限)
第三百三十六條の二 新法第三百三十一條第一項及び
第四項の規定による場合のほか、自治大臣
は、第三條の五並びに前條第一項及び第二項
の規定による費用の適正な負担を確保するた
め必要があると認めるときは、組合又は連合
会に対して、給付に關する報告若しくは資料
の提出を求め、又は当該職員をして実地につ
いて給付に關する帳簿書類の検査をさせるこ
とができる。

2 自治大臣は、前項の規定による検査の実施
については、都道府県知事をして行なわせる
ことができる。
3 自治大臣は、公立学校共済組合又は警察共
済組合について第一項の規定による検査をさ
せるとき(前項の規定により都道府県知事を
して行なわせるときを含む)は、あらかじめ、文部大臣又は内閣総理大臣にその旨を通
知するものとする。
別表第二中「二九一、二〇〇円」を「三七〇、
二〇〇円」に、「一九四、二〇〇円」を「二四
七、二〇〇円」に、「一三四、二〇〇円」を「一
六九、二〇〇円」に改め、同表の備考二中「二
万四千円」を「三万六千円」に改める。
(共済会が支給する退職年金の停止に關する經
過措置)

第四條 附則第二條の規定による改正後の新法第
百六十四條第二項の規定は、この法律の公布の
日前に給付事由が生じた退職年金についても、
同日の属する月の翌月分以後適用する。
(退職年金条例の給料年額等の算定に關する經
過措置)

第五條 附則第三條の規定による改正後の施行法
(以下「改正後の施行法」といふ。)第二條第一
項第二十九号から第三十一号までの規定は、こ
の法律の公布の日以後に給付事由が生じた給付
について適用し、同日前に給付事由が生じた給
付については、なお従前の例による。
(多額所得による恩給組合条例の退還料又は新
法の退職年金の停止に關する経過措置)
第六條 施行法第三條第一項の規定により市町村
職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定
による退還料の支給につき適用される改正後の
施行法第三條の三第一項第五号の規定により改
正されたものとされた恩給法第五十八條ノ四第
一項の規定に相當する恩給組合条例の規定は、
昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じ
た退還料についても、同年十月分以後適用す
る。この場合において、退還料の支給年額は、
従前の恩給組合条例の規定又は附則第三條の規
定による改正前の施行法第三條の三第一項第五
号の規定の例により支給することができる額を
下ることはない。

2 昭和四十二年法律第 号による改正後
の恩給法第五十八條ノ四第一項の規定を適用す
る場合における改正後の施行法第十七條第三項
(同法第五十五條第一項、第七十三條第二項、
第八十六條、第一百六條第二項及び第二百一
一條において準用する場合を含む。)、第五十七條
第七項及び第八項(同法第五十八條において準
用する場合を含む。)並びに第九十五條第二項及
び第三項(同法第六條において準用する場合
を含む。)の規定は、昭和四十二年九月三十日以
前に給付事由が生じた退職年金についても、同
年十月分以後適用する。この場合において、退
職年金の支給年額は、従前の例により支給する
ことができる額を下ることはない。
(遺族年金又は廃疾年金の最低保障額の引上げ
等に關する経過措置)

第七條 改正後の施行法第四十一條(同法第五十
五條第一項において準用する場合を含む。)、第
五十七條第九項(同法第五十八條において準用
する場合を含む。)、及び別表第二の二の規定は、昭和
四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた遺
族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以
後適用する。
(増加退還料等を受ける権利を有していた者に係
る公務による年金の支給等に關する経過措置)
第八條 この法律の公布の日前に退職し、若しく
は死亡した更新組合員等(更新組合員等であつ
た者を含む。次條第七項を除き、以下同じ。)又
はその遺族が、改正後の施行法第二十五條又は
第三十四條(これらの規定を同法第五十五條第
一項において準用する場合を含む。次條第三項
において同じ。)の規定の適用により、新たに新
法第八十六條第一項第一号の規定による廃疾年
金に關する規定又は新法第九十三條第一項第一
号の規定による遺族年金に關する規定の適用を
受けることとなるとき(次條第三項の規定の適
用があるときを除く)は、同日の属する月の翌
月分以後、これらの者に、これらの規定による
廃疾年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又
は同月分以後これらの者の廃疾年金若しくは遺
族年金の額を新法及び改正後の施行法の規定を
適用して算定した額に改定する。

2 施行法第五十一條第一項又は第二項(これら
の規定を同法第五十五條第一項において準用す
る場合を含む。次項及び次條第三項において同
じ。)の申出のあつた更新組合員等(組合員期間
が二十年未満のもの)が、この法律の公布の日
前に、公務による傷病(以下「公務傷病」といふ。)
によらないで退職後死亡した場合において、そ
の者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定
を適用するとならば新法第八十六條第一項
第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこと
となるときは、その者の遺族を廃疾年金を受け
る権利を有する者の遺族とみなして、同日の属
する月の翌月分以後、新法第九十三條第一項第
三号又は第四号の規定による遺族年金を新たに
支給する。

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案外一案

九三三

一二三、一〇〇	一六二、五〇〇
一二八、一〇〇	一六九、一〇〇
一三一、三〇〇	一七三、四〇〇
一三四、五〇〇	一七七、五〇〇
一三八、二〇〇	一八二、四〇〇
一四三、四〇〇	一八九、三〇〇
一四七、八〇〇	一九五、一〇〇
一五二、一〇〇	二〇〇、八〇〇
一五七、二〇〇	二〇七、五〇〇
一六二、三〇〇	二一四、三〇〇
一六七、九〇〇	二二一、七〇〇
一七三、六〇〇	二二九、一〇〇
一八〇、七〇〇	二三八、五〇〇
一八五、〇〇〇	二四四、二〇〇
一九〇、八〇〇	二五一、九〇〇
一九六、四〇〇	二五九、三〇〇
二〇七、七〇〇	二七四、一〇〇
二一〇、六〇〇	二七八、〇〇〇
二一九、一〇〇	二八九、二〇〇
二三〇、五〇〇	三〇四、三〇〇
二四三、一〇〇	三二〇、九〇〇
二四九、五〇〇	三二九、三〇〇
二五五、六〇〇	三三七、四〇〇
二六四、四〇〇	三四九、〇〇〇
二六九、五〇〇	三五五、七〇〇
二八四、五〇〇	三七五、五〇〇
二九一、九〇〇	三八五、三〇〇
二九九、六〇〇	三九五、五〇〇
三一四、六〇〇	四一五、三〇〇
三二九、七〇〇	四三五、二〇〇
三三三、六〇〇	四四〇、三〇〇
三四六、〇〇〇	四五六、七〇〇
三六三、七〇〇	四八〇、〇〇〇
三八一、二〇〇	五〇三、一〇〇
三九二、〇〇〇	五一七、四〇〇
四〇二、六〇〇	五三一、四〇〇
四二三、九〇〇	五五九、六〇〇
四四五、三〇〇	五八七、八〇〇

四四九、六〇〇	五九三、五〇〇
四六六、六〇〇	六一五、九〇〇
四八八、〇〇〇	六四四、二〇〇
五〇九、四〇〇	六七二、四〇〇
五三〇、七〇〇	七〇〇、五〇〇
五四四、一〇〇	七二八、二〇〇
五五八、四〇〇	七三七、一〇〇
五八六、〇〇〇	七七三、五〇〇
六一三、八〇〇	八一〇、三〇〇
六二七、八〇〇	八二八、七〇〇
六四一、四〇〇	八四六、七〇〇
六六九、〇〇〇	八八三、一〇〇
六八一、七〇〇	八九九、八〇〇
六九六、七〇〇	九一九、六〇〇
七二四、三〇〇	九五六、一〇〇
七五四、四〇〇	九九五、八〇〇
七六九、九〇〇	一、〇一六、三〇〇
七八四、六〇〇	一、〇三五、七〇〇
八〇〇、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
八一四、八〇〇	一、〇七五、六〇〇
八四四、九〇〇	一、一五、三〇〇
八七五、〇〇〇	一、一五五、〇〇〇
八八九、八〇〇	一、一七四、六〇〇
九〇五、二〇〇	一、一九四、八〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、年金の額の計算の基礎となつてゐる給料年額が八六、〇〇〇円に満たないときは、その年額に百分の百三十二を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする)を仮定給料年額とする。

別表第二

年金の額の計算の基礎となつてゐる給料	仮	定	給	料
七、一六七円				九、四六〇円
七、三五八				九、七二〇

七、五三三	九、九五〇
七、七七五	一〇、二七〇
七、九二五	一〇、四六〇
八、一〇〇	一〇、八三〇
八、六〇〇	一一、三五〇
九、〇一七	一一、九〇〇
九、四二五	一二、四四〇
九、八五〇	一三、〇〇〇
一〇、二五八	一三、五四〇
一〇、六七五	一四、〇九〇
一〇、九四二	一四、四五〇
一一、二〇八	一四、七九〇
一一、五一七	一五、二〇〇
一一、九五〇	一五、七八〇
一二、三一七	一六、二六〇
一二、六七五	一六、七三〇
一三、一〇〇	一七、二九〇
一三、五二五	一七、八六〇
一三、九九二	一八、四八〇
一四、四六七	一九、〇九〇
一五、〇五八	一九、八八〇
一五、四一七	二〇、三五〇
一五、九〇〇	二〇、九九〇
一六、三六七	二一、六一〇
一七、三〇八	二二、八四〇
一七、五五〇	二三、一七〇
一八、二五八	二四、一〇〇
一九、二〇八	二五、三六〇
二〇、二五八	二六、七四〇
二〇、七九二	二七、四四〇
二一、三〇〇	二八、一二〇
二二、〇三三	二九、〇八〇
二二、四五八	二九、六四〇
二三、七〇八	三一、二九〇
二四、三二五	三二、一一〇
二四、九六七	三二、九六〇
二六、二一七	三四、六一〇
二七、四七五	三六、二七〇

二七、八〇〇	三六、六九〇
二八、八三三	三八、〇六〇
三〇、三〇八	四〇、〇〇〇
三一、七六七	四一、九三〇
三三、六六七	四三、一二〇
三五、五五〇	四四、二八〇
三七、三二五	四六、六三〇
三七、一〇八	四八、九八〇
三七、四六七	四九、四六〇
三八、八八三	五一、三三〇
四〇、六六七	五三、六八〇
四二、四五〇	五六、〇三〇
四四、二二五	五八、三八〇
四五、三四二	五九、八五〇
四六、五三三	六一、四三〇
四八、八三三	六四、四六〇
五一、一五〇	六七、五三〇
五二、三一七	六九、〇六〇
五三、四五〇	七〇、五六〇
五五、七五〇	七三、五九〇
五六、八〇八	七四、九八〇
五八、〇五八	七六、六三〇
六〇、三五八	七九、六八〇
六二、八六七	八二、九八〇
六四、一五八	八四、六九〇
六五、三八三	八六、三一〇
六六、六六七	八八、〇〇〇
六七、九〇〇	八九、六三〇
七〇、四〇八	九二、九四〇
七二、九一七	九六、二五〇
七四、一五〇	九七、八八〇
七五、四三三	九九、五七〇

備考
 年金の額の計算の基礎となつてゐる給料の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料の額に対応する仮定給料の額による。ただし、年金の額の計算の基礎となつてゐる給料の額が七、一六七円に満たないときは、その給料の額に一・三三二を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

別表第三

仮 定 給 料	第 一 欄	第 二 欄
九、四六〇	八六〇	一、五九〇
九、七二〇	八八〇	一、六三〇
九、九五〇	九〇〇	一、六七〇
一〇、二七〇	九三〇	一、七三〇
一〇、四六〇	九五〇	一、七六〇
一〇、八三〇	九八〇	一、八三〇
一〇、三三〇	一、〇三〇	一、九一〇
一〇、九〇〇	一、〇八〇	二、〇〇〇
一一、四四〇	一、一三〇	二、〇九〇
一二、〇〇〇	一、一八〇	二、一八〇
一二、五四〇	一、二三〇	二、二八〇
一三、〇九〇	一、二八〇	二、三三〇
一四、四七〇	一、三三〇	二、四三〇
一四、七九〇	一、三三〇	二、四三〇
一五、二〇〇	一、三八〇	二、五三〇
一五、七八〇	一、四三〇	二、五三〇
一六、二六〇	一、四八〇	二、六三〇
一六、七三〇	一、五二〇	二、七四〇
一七、二九〇	一、五七〇	二、八一〇
一七、八六〇	一、六三〇	三、〇〇〇
一八、四八〇	一、六八〇	三、一〇〇
一九、〇九〇	一、七四〇	三、二二〇
一九、八八〇	一、八一〇	三、三三〇
二〇、三五〇	一、八五〇	三、四三〇
二〇、九九〇	一、九一〇	三、五三〇
二一、六一〇	一、九六〇	三、六三〇
二二、八四〇	二、〇八〇	三、八四〇
二三、一七〇	二、一〇〇	三、八九〇
二四、一〇〇	二、一九〇	四、〇五〇
二五、三六〇	二、三〇〇	四、二六〇
二六、七四〇	二、四三〇	四、四九〇
二七、四四〇	二、五〇〇	四、六二〇
二八、一二〇	二、五五〇	四、七三〇
二九、〇八〇	二、六五〇	四、八九〇
二九、六四〇	二、七〇〇	四、九九〇
		三、二九〇
		三、一〇〇
		三、九六〇
		三、四六一〇
		三、六二七〇
		三、六六九〇
		三、八〇六〇
		四、〇〇〇
		四、一、九三〇
		四、三、一二〇
		四、四、二八〇
		四、六、六三〇
		四、八、九八〇
		四、九、四六〇
		五、一、三三〇
		五、三、六八〇
		五、六、〇三〇
		五、八、三八〇
		五、九、八五〇
		六、一、四三〇
		六、四、四六〇
		六、七、五三〇
		六、九、〇六〇
		七、〇、五六〇
		七、三、五九〇
		七、四、九八〇
		七、六、六三〇
		七、九、六八〇
		八、二、九八〇
		八、四、六九〇
		八、六、三一〇
		八、八、〇〇〇
		八、九、六三〇
		九、二、九四〇
		九、六、二五〇
		九、七、八八〇
		九、九、五七〇
		二、八五〇
		二、九三〇
		二、九九〇
		三、一四〇
		三、二九〇
		三、三四〇
		三、四六〇
		三、六四〇
		三、八二〇
		三、九三〇
		四、〇三〇
		四、一三〇
		四、二三〇
		四、三三〇
		四、四三〇
		四、五三〇
		四、六三〇
		四、七三〇
		四、八三〇
		四、九三〇
		五、〇三〇
		五、一三〇
		五、二三〇
		五、三三〇
		五、四三〇
		五、五三〇
		五、六三〇
		五、七三〇
		五、八三〇
		五、九三〇
		六、〇三〇
		六、一三〇
		六、二三〇
		六、三三〇
		六、四三〇
		六、五三〇
		六、六三〇
		六、七三〇
		六、八三〇
		六、九三〇
		七、〇三〇
		七、一三〇
		七、二三〇
		七、三三〇
		七、四三〇
		七、五三〇
		七、六三〇
		七、七三〇
		七、八三〇
		七、九三〇
		八、〇三〇
		八、一三〇
		八、二三〇
		八、三三〇
		八、四三〇
		八、五三〇
		八、六三〇
		八、七三〇
		八、八三〇
		八、九三〇
		九、〇三〇
		九、一三〇
		九、二三〇
		九、三三〇
		九、四三〇
		九、五三〇
		九、六三〇
		九、七三〇
		九、八三〇
		九、九三〇
		一〇、〇三〇
		一〇、一三〇
		一〇、二三〇
		一〇、三三〇
		一〇、四三〇
		一〇、五三〇
		一〇、六三〇
		一〇、七三〇
		一〇、八三〇
		一〇、九三〇
		一一、〇三〇
		一一、一三〇
		一一、二三〇
		一一、三三〇
		一一、四三〇
		一一、五三〇
		一一、六三〇
		一一、七三〇
		一一、八三〇
		一一、九三〇
		一二、〇三〇
		一二、一三〇
		一二、二三〇
		一二、三三〇
		一二、四三〇
		一二、五三〇
		一二、六三〇
		一二、七三〇
		一二、八三〇
		一二、九三〇
		一三、〇三〇
		一三、一三〇
		一三、二三〇
		一三、三三〇
		一三、四三〇
		一三、五三〇
		一三、六三〇
		一三、七三〇
		一三、八三〇
		一三、九三〇
		一四、〇三〇
		一四、一三〇
		一四、二三〇
		一四、三三〇
		一四、四三〇
		一四、五三〇
		一四、六三〇
		一四、七三〇
		一四、八三〇
		一四、九三〇
		一五、〇三〇
		一五、一三〇
		一五、二三〇
		一五、三三〇
		一五、四三〇
		一五、五三〇
		一五、六三〇
		一五、七三〇
		一五、八三〇
		一五、九三〇
		一六、〇三〇
		一六、一三〇
		一六、二三〇
		一六、三三〇
		一六、四三〇
		一六、五三〇
		一六、六三〇
		一六、七三〇
		一六、八三〇
		一六、九三〇
		一七、〇三〇
		一七、一三〇
		一七、二三〇
		一七、三三〇
		一七、四三〇
		一七、五三〇
		一七、六三〇
		一七、七三〇
		一七、八三〇
		一七、九三〇
		一八、〇三〇
		一八、一三〇
		一八、二三〇
		一八、三三〇
		一八、四三〇
		一八、五三〇
		一八、六三〇
		一八、七三〇
		一八、八三〇
		一八、九三〇
		一九、〇三〇
		一九、一三〇
		一九、二三〇
		一九、三三〇
		一九、四三〇
		一九、五三〇
		一九、六三〇
		一九、七三〇
		一九、八三〇
		一九、九三〇
		二〇、〇三〇
		二〇、一三〇
		二〇、二三〇
		二〇、三三〇
		二〇、四三〇
		二〇、五三〇
		二〇、六三〇
		二〇、七三〇
		二〇、八三〇
		二〇、九三〇
		二一、〇三〇
		二一、一三〇
		二一、二三〇
		二一、三三〇
		二一、四三〇
		二一、五三〇
		二一、六三〇
		二一、七三〇
		二一、八三〇
		二一、九三〇
		二二、〇三〇
		二二、一三〇
		二二、二三〇
		二二、三三〇
		二二、四三〇
		二二、五三〇
		二二、六三〇
		二二、七三〇
		二二、八三〇
		二二、九三〇
		二三、〇三〇
		二三、一三〇
		二三、二三〇
		二三、三三〇
		二三、四三〇
		二三、五三〇
		二三、六三〇
		二三、七三〇
		二三、八三〇
		二三、九三〇
		二四、〇三〇
		二四、一三〇
		二四、二三〇
		二四、三三〇
		二四、四三〇
		二四、五三〇
		二四、六三〇
		二四、七三〇
		二四、八三〇
		二四、九三〇
		二五、〇三〇
		二五、一三〇
		二五、二三〇
		二五、三三〇
		二五、四三〇
		二五、五三〇
		二五、六三〇
		二五、七三〇
		二五、八三〇
		二五、九三〇
		二六、〇三〇
		二六、一三〇
		二六、二三〇
		二六、三三〇
		二六、四三〇
		二六、五三〇
		二六、六三〇
		二六、七三〇
		二六、八三〇
		二六、九三〇
		二七、〇三〇
		二七、一三〇
		二七、二三〇
		二七、三三〇
		二七、四三〇
		二七、五三〇
		二七、六三〇
		二七、七三〇
		二七、八三〇
		二七、九三〇
		二八、〇三〇
		二八、一三〇
		二八、二三〇
		二八、三三〇
		二八、四三〇
		二八、五三〇
		二八、六三〇
		二八、七三〇
		二八、八三〇
		二八、九三〇
		二九、〇三〇
		二九、一三〇
		二九、二三〇
		二九、三三〇
		二九、四三〇
		二九、五三〇
		二九、六三〇
		二九、七三〇
		二九、八三〇
		二九、九三〇
		三〇、〇三〇
		三〇、一三〇
		三〇、二三〇
		三〇、三三〇
		三〇、四三〇
		三〇、五三〇
		三〇、六三〇
		三〇、七三〇
		三〇、八三〇
		三〇、九三〇
		三一、〇三〇
		三一、一三〇
		三一、二三〇
		三一、三三〇
		三一、四三〇
		三一、五三〇
		三一、六三〇
		三一、七三〇
		三一、八三〇
		三一、九三〇
		三二、〇三〇
		三二、一三〇
		三二、二三〇
		三二、三三〇
		三二、四三〇
		三二、五三〇
		三二、六三〇
		三二、七三〇
		三二、八三〇
		三二、九三〇
		三三、〇三〇
		三三、一三〇
		三三、二三〇
		三三、三三〇
		三三、四三〇
		三三、五三〇
		三三、六三〇
		三三、七三〇
		三三、八三〇
		三三、九三〇
		三四、〇三〇
		三四、一三〇
		三四、二三〇
		三四、三三〇
		三四、四三〇
		三四、五三〇
		三四、六三〇
		三四、七三〇
		三四、八三〇
		三四、九三〇
		三五、〇三〇
		三五、一三〇
		三五、二三〇
		三五、三三〇
		三五、四三〇
		三五、五三〇
		三五、六三〇
		三五、七三〇
		三五、八三〇
		三五、九三〇
		三六、〇三〇
		三六、一三〇
		三六、二三〇
		三六、三三〇
		三六、四三〇
		三六、五三〇
		三六、六三〇
		三六、七三〇
		三六、八三〇
		三六、九三〇
		三七、〇三〇
		三七、一三〇
		三七、二三〇
		三七、三三〇
		三七、四三〇
		三七、五三〇
		三七、六三〇
		三七、七三〇
		三七、八三〇
		三七、九三〇
		三八、〇三〇
		三八、一三〇
		三八、二三〇
		三八、三三〇
		三八、四三〇
		三八、五三〇
		三八、六三〇
		三八、七三〇
		三八、八三〇
		三八、九三〇
		三九、〇三〇
		三九、一三〇
		三九、二三〇
		三九、三三〇
		三九、四三〇
		三九、五三〇
		三九、六三〇
		三九、七三〇
		三九、八三〇
		三九、九三〇
		四〇、〇三〇
		四〇、一三〇
		四〇、二三〇
		四〇、三三〇
		四〇、四三〇
		四〇、五三〇
		四〇、六三〇
		四〇、七三〇
		四〇、八三〇
		四〇、九三〇
		四一、〇三〇
		四一、一三〇
		四一、二三〇
		四一、三三〇
		四一、四三〇
		四一、五三〇
		四一、六三〇
		四一、七三〇
		四一、八三〇
		四一、九三〇
		四二、〇三〇
		四二、一三〇
		四二、二三〇
		四二、三三〇
		四二、四三〇
		四二、五三〇
		四二、六三〇
		四二、七三〇

備考
別表第二の仮定給料の額が九、四六〇円に満たないときは、その仮定給料の額に、一一〇分の一〇を乗じて得た金額(一〇〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の第一欄に掲げる金額とし、一一〇分の一八・五を乗じて得た金額(一〇〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

理由

地方公務員等共済組合法等に基づき既裁定の年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法及び国家公務員共済組合法の改正の内容に準じて改定するとともに、恩給法等の改正に伴い、新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者等に係る年金の支給等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

案 住居表示に関する法律の一部を改正する法律

右の議案を提出する。

昭和四十二年七月六日

提出者

地方行政委員長 亀山 孝一

住居表示に関する法律の一部を改正する法律

住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(町又は字の区域の合理化等)

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。この場合において、町又は字の名称をあらたに定めるときは、できるだけ従来

つ、簡明なものにしなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第五条の二 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更(以下「町又は字の区域の新設等」という)について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の

区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができる。

7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

第七條中「住居表示の実施」の下に「並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止」を加える。

第十條第二項中「第五条」の下に、「第五条の二」を加え、同条に次の一項を加える。

3 自治大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

本則中第十二條の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第十三條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 附則第二項を次のように改める。

(住居表示の実施に関する経過規定)

2 市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するように努めなければならない。

附則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の住居表示に関する法律(以下「新法」という)第五条の二の規定は、この法律の施行の際すでに議案を議会に提出してある町又は字の区域の新設等に関する処分については、適用しない。

(町又は字の区域の新設等の処分に関する経過規定)

3 都道府県知事は、この法律による改正前の住居表示に関する法律により住居表示の実施のために行なわれた町又は字の区域の新設等に関する処分が地方自治法第二百六十条第二項の規定による告示がなされたものについて、新法第五条の規定又は同法第十二条の規定により自治大臣が定めた技術的基準に適合していないものがあると認めるときは、当該告示がなされた日(当該告示がこの法律施行の前になされた場合にあつては、この法律施行の日)から六月以内に、市町村長に対し、当該処分の是正のために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 前項の求めに係る町又は字の区域の新設等の処分に関する市町村の議会の議決については、新法第五条の二第六項の規定を準用する。

理由

住居表示の実施に当たつては、街区方式による場合は不合理な区域をできるだけ合理的なものにし、新名称はできるだけ従来の名称によることとするとともに、関係区域内の住民の意思をできるだけ反映させるため特別の手続を新たに設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。地方行政委員長亀山孝一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔龜山孝一君登壇〕

○龜山孝一君 ただいま議題となりました昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案の地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要、及び住居表示に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

まず、昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案について申し上げます。

本案は、地方公務員の退職年金等についても、恩給法等の改正に準じ、年額改定の措置等を行なうとともに、地方公務員等共済組合法の施行日前に地方公共団体に臨時に雇用され、厚生年金保険法の適用を受けていた期間を組合員期間に通算し、また、増加退職料等を受ける権利を放棄した組合員について、国家公務員共済組合法の取り扱いに準じ、地方公務員等共済組合法の施行後に公務により廃疾となった者と同様に、その廃疾の程度に応じ公務廃疾年金を支給すること等を内容とするものであります。

本案は、五月八日当委員会に付託され、五月十一日藤枝自治大臣より提案理由の説明を聞き、自來慎重かつ熱心に審査を進めてまいりましたが、その詳細は会議録によって御承知いただきたいと存じます。

七月四日、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、民主社会党、公明党の三派共同提案により、退職一時金にかかる選択期限の延長、増加退職料等を受ける権利の放棄の申し出等に関する修正案が提出され、自由民主党大石八治君より提案理由の説明が行なわれました後、日本共産党林百郎君よりこれに対して賛成の討論が行なわれ、採決の結果、本案は賛成多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、

昭和四十二年七月六日 衆議院会議録第三十三号

民主社会党、公明党の四派共同提案により、共済組合の給付に要する費用の公的負担割合の引き上げ及び年金のスライド制の実施等について適切な措置を講ずべき旨の附帯決議案が提出され、自由民主党久保田円次君よりその趣旨説明が行なわれましたが、全会一致をもって提案どおり附帯決議を付することに決したのであります。

次に、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、各党の合意に基づき成案を得、国会法第五十条の二の規定により、地方行政委員会の提出にかかる法律案として提出されたものであります。以下、その提案の理由並びに内容の概要につきまして御説明申し上げます。

御承知のとおり、住居表示に関する法律は、昭和三十七年五月六日第四十国会で成立し、同年五月十日公布、即日施行されて今日に至っております。

この法律は、町名地番の混乱に基づく各種の障害を解消するとともに、市街地における住居表示の合理的な制度を定めることを目的とするものであります。これまでの実施状況を見ますと、往々にして町の区域の全面的な変更のなされるきらいがあるのみならず、町の名称につきましても、従来の町の名称と縁もゆかりもない画一的な名称をつけられることが間々あり、このため、各地区で住民感情を傷つけ、また、由緒ある町名の消滅を招くため、関係住民はもとより、世の識者からも批判を受ける事例が少なくないものであります。そこで、このような事態を改善するため、住居表示の実施のための町の区域の変更にあたっては、できるだけ従来の区域及び名称を尊重するものとするにとともに、住民の意思を尊重しつつ慎重に行なうよう手続を整備しようとするのであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

まず第一に、住居表示の実施に伴う町の区域の合理化につきましては、街区方式により住居表示を実施することが不合理なものに限って行なうものであることを明らかにするとともに、新たに町の名称を定めるときは、ただ単に読みやすく簡明なものにするだけでなく、できるだけ従来の名称に準拠すべきこととしております。

第二に、市区町村長が住居表示の実施のため、町の区域またはその名称を変更しようとするときは、あらかじめその案を公示することとし、これに対し、異議のある者は、三十日以内に五十人以上の連署をもって変更の請求をすることができるとし、市区町村の議会は、この請求にかかる議案の議決にあたっては、公聴会を開いて関係住民から意見を聞かなければならないものとしております。

第三に、改正法施行前に行なわれた町の区域またはその名称の変更については、改正法施行の日から六月以内の限り、都道府県知事が改正後の法律の趣旨に適合していないものがあると認めるときは、市区町村長に対し、当該処分は正のため、必要な措置を講ずべきことを求めることができることとし、この場合においても、議会は関係住民から意見を聞くため公聴会を開くこととしております。

このほか、住居表示実施の円滑な推進をはかるため所要の規定を整備することとしております。以上が本案提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞすみやかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

〔参照〕

昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「及び第六十四条」を、「第六十四条及び第六十三條の二」に、「第十三條」を「第十四條」に改める。

附則第三条中第六十六條の次に一條を加える。改正に関する部分の次に次のように加える。

第百四十三條の二の第二項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「退職料」の下に「(法律第百五十五号附則第三十一條(同法附則第十四條第三号の規定を準用する部分に限る。))の規定に相当する退職年金条例の規定によりその年額が計算されたものを除く。」を加え、同項第三号中「普通恩給」の下に「(法律第百五十五号附則第十四條第三号(同法附則第十八條第二項、附則第二十三條第六項及び附則第三十一條において準用する場合を含む。))の規定によりその年額が計算されたもの(次項において「減算普通恩給」という。を除く。))」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 新法第二百二條の二第三項に規定する退職年金及び減額退職年金には、第五十七條第四項(第五十八條において準用する場合を含む。)(又は国の施行法第十四條(同法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。))の規定により減算普通恩給の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金及びこれに基づく減額退職年金を含むものとする。

附則第五條の見出し中「算定」を「算定等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 改正後の施行法第百四十三條の二の二の規定は、この法律の公布の日以後の退職について適用し、同日前の退職については、なお従前の例による。

附則第八條第一項中「次条第七項」を「次条第八項」に、「次条第三項において」を「次条第三項及び第四項において」に改め、同条第二項中「及び次条第三項」を並びに次条第三項及び第四項に改める。

昭和四十二年七月六日 衆議院会議録第三十三号

昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案外一案 九三七

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

昭和四十二年年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案外一案 加工原料乳生

附則第九條第一項中「この法律の公布の日から」を「退職の日(この法律の公布の日前に退職した者にあつては、この法律の公布の日。以下この項において同じ)から」に、「この法律の公布の日(前日)」を「その退職の日(前日)」に改める。

附則第九條第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する者(この法律の公布の日前に退職した者を除く)が組合員である間に死亡した場合には、その者の遺族でその死亡により増加退職料等に係る退職年金条例の遺族年金(扶助料を含む)を受けることとなるものは、その死亡の日から六十日を経過する日以前に、当該退職年金条例の遺族年金を受けない旨を当該年金を受ける権利の裁定を行なう者に対して申し出ることができる。この場合には、当該年金を受ける権利は、当該死亡の日において消滅したものとみなし、当該死亡した者は、改正後の施行法第三十四條の規定の適用については、増加退職料等を受ける権利を有していた者で施行法第五十一條第二項の申出があつたものに該当するものとみなす。

附則第十三條を附則第十四條とし、附則第十二條中「附則第十一條を」附則第十二條に改め、同條を附則第十三條とし、附則第十一條を附則第十二條とし、附則第十條の次に次の一項を加える。(退職一時金に関する特例)

第十一條 更新組合員(施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員をいう)又は団体共済更新組合員(施行法第四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう)で昭和

四十一年十月三十一日までに退職するとしたならば施行法第二十四條若しくは第六十三條第七項又は同法第四十三條の七の規定の適用を受けることとなるもの(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く)のうち、昭和四十四年十月三十一日までに退職した者について新法第八十三條第一項及び第二項(同法第二百二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定を適用する場合(施行法第二十四條又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四十四号)附則第二十三條の規定の適用のある場合を除く)において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三條第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合(新法第三條第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ)又は団体共済組合(新法第七十四條第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ)に申し出たときは、新法第八十三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項(新法第二百二條において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定を適用する。

2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日(前日)までの間に退職したときは、その者に対しても同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「この法律の公布の日」とする。

3 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組

合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日(前日)において消滅する。

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(石井光次郎君) 御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(石井光次郎君) 日程第三、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十二年五月十六日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「法第五十六條の二中」を「法第五十四條の三第一項中「第五十三條第三項」とあるのは「第五十三條第三項又は暫定措置法第二十条の二」と、法第五十六條の二中」に改め、同條の次に次の一項を加える。
(区分經理の特例)
第二十条の二 事業団は、第三條第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ)に係る法第四十八條第一項の特別の勘定において法第五十三條第一項本文に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額をこえない額を、法第三十八條第一項第六号の業務(同号の指定助成対象事業に係るものに限る)に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れることができる。

第二十一条第二項中(これらの業務に附帯する業務を含む)を削る。
第二十二條第二項中「第十七條」の下に「若しくは第二十条の二」を加え、「同条各号」を「第十七條各号」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 畜産振興事業団は、昭和四十一年事業年度に加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という)第三條第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む)に係

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

る畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十
六年法律第八十三号。以下「法」といふ)第四
十八条第一項の特別の勘定において法第五十三
条第一項本文に規定する残余を生じ、同項本文
の規定によりその残余の額を積立金として整理
したときは、この法律の施行の日において、当
該積立金をその額に政令で定める割合を乗じて
得た額に相当する額まで減額して整理し、当該
積立金の額からその減額後の積立金の額を差し
引いて得た額を、法第四十八条第一項の規定に
かかわらず、法第三十八条第一項第六号の業務
(同号の指定助成対象事業に係るものに限る。
)に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務
に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り
入れるものとする。

3 前項の規定により繰り入れた繰入金金は、法第
五十四条の三第一項前段の規定の適用につい
ては、暫定措置法第二十条の二の規定により繰り
入れた繰入金とみなす。

理由

酪農の健全な発達を促進するため、畜産振興事
業団の輸入乳製品の調整等に関する業務の実施に
伴つて生じた利益の一部を同事業団の助成の業務
に必要な経費の財源に充てることができることに
する必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めま
す。農林水産委員長本名武君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔本名武君登壇〕

○本名武君 たいだいま議題となりました内閣提
出、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部
を改正する法律案につきまして、農林水産委員会

昭和四十二年七月六日 衆議院会議録第三十三号

における審査の経過及び結果について御報告申し
上げます。

最近、牛乳乳製品の旺盛な需要に対し、生乳生
産が停滞傾向にありましたため、需給の逼迫を招
き、四十一年度の畜産振興事業団による乳製品の
輸入はこれまでにない量に達したのであります。

本案は、このような牛乳乳製品の需給の動向に
対処して、国内の生乳生産を可及的すみやかに増
大するため、畜産振興事業団の輸入する乳製品の
売買差益金を酪農振興の施策に対し積極的に活用
するものとし、これがために同事業団の経理処理
の規定につき所要の改正を行なうこととして提出
されたものであります。

本案は、去る五月十六日に提出、付託され、六
月二十七日提案理由とその補足説明を聴取し、六
月二十八日から七月四日までの間に数回にわたつ
て質疑を行ない、七月四日質疑を終了し、七月五
日採決いたしましたところ、本案は全会一致を
もつて可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、牛乳乳製品の長期
の需要見通しのもとに、これが国内自給体制の確
立をはかるため、生乳生産拡大の施策を一そう整
備推進するとともに、乳製品の輸入は極力抑制す
ること等四項目にわたる附帯決議が付けられまし
た。

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

日程第四 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

○議長(石井光次郎君) 日程第四、石炭鉱業合理
化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する
法律案

右

昭和三十八年五月十六日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正す
る法律

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第
百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「租賦権」とは「の下に」、第三十
五条の六第四項を除くほかを、「租賦区」とは「
の下に」、同項を除くほかを加える。

第三条第二項中「次の通り」を「次のとおり」に改
め、同項第一号中「昭和四十二年(昭和三十八年
度)までは、昭和三十八年度及び昭和四十二年(度)」
を「昭和四十五年(度)」に改める。

第九条の二第三項中「第二十六条の二第一項各
号」を「第二十六条の二第一項」に改め、「それぞ
れ」を削る。

第二十五条第一項中「行」を「行なう」に改め、
第十二号を削り、第十二号の二を第十二号とし、
第十二号の三を第十二号の二とする。

第二十六条第二項第十二号を削り、同項第十三
号中「前条第一項第十二号の二に規定する資金」を
「前条第一項第十二号に規定する資金(以下「再建
資金」といふ。))」に改め、同号を同項第十二号と
し、同項第十四号を同項第十三号とする。

第二十六条の二第二項中「次に掲げる」を「第二
十五号第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯
する業務に関する」に、「それぞれ当該各号に掲げ
る基金」を「当該基金」に改め、各号を削り、同条
第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「、それぞ
れ」を削る。

第二十七号第二項中「、同項第十一号」を「並び
に同項第十一号」に改め、「並びに同項第十二号に
規定する債務の保証の計画」を削る。
第三十五号中「及び第三十五号の七」を「第三
十五号の七、第四十四号の二第一項、第四十五号
第三項及び第五十号」に改める。
第三十五号の六に次の一項を加える。
4 石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的
とする鉱業権又は租賦権を有する者は、その鉱
業権又は租賦権の鉱区又は租賦区が廃止事業者
が放棄した石炭を目的とする採掘権又は租賦権
の鉱区又は租賦区の区域に重複するときは、そ
の重複する区域においては、石炭を採掘しては
ならない。
第三十六条の十三中「及び採掘権者又は」を「及
び採掘権者しくは」に、「ものうち」を「もの又
は再建資金の貸付けを受けている者のうち」に改
める。
第三十六条の十四中「第二十六条の二第一項第
一号」を「第二十六条の二第一項」に改める。
第三十六条の二十二を次のように改める。
第三十六条の二十二 削除
第三十六条の二十三第一項中「第二十五条第一
項第十二号の二に規定する資金」を「再建資金」に
改め、同条に次の二項を加える。
3 再建資金に係る貸付金は、無利子とし、その
償還期間は、五年(すえおき期間を含む)をこえ
ない範囲内において政令で定める期間とする。
4 第三十六条の六及び第三十六条の八から第三
十六条の十一までの規定は、再建資金の貸付け
を受けた者について準用する。
第三十六条の二十四中「第二十五条第一項第十
二号の三」を「第二十五条第一項第十二号の二」に
改める。
第四十条の二中「又は開発資金」を「、開発資金
又は再建資金」に改める。
第四十四号の次に次の一条を加える。

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

九四〇

第四十四条の二 交付金の交付の決定の日から第三十五条の三第一項の規定により事業団が同項

第二号の債務の弁済を行なう日までの間に同項

2 第四十三条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第四十五条第二項中「前条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通商産業局長は、前条第一項の規定により裁定の申請があつた場合において、申請に係る事業が同条第二項において準用する第四十三条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は交付金の交付の決定が取り消されたときは、その申請を却下しなければならない。

第四十六条中「又は第四十四条第一項」を、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項に改める。

第四十七条第一項中「又は第四十四条第一項」を、「第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第四十九条中「又は第四十四条第一項」を、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項に改める。

第五十条中「売渡」を「売渡し」に、「申込み」を「申込み」に改め、同条に後段として次のように加える。

第四十四条の二第二項の裁定があつた場合において、交付金の交付の決定が取り消されるときも、同様とする。

第五十一条第一項中「又は第四十四条第一項」を、「第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に改める。

第八十四条第一号中「又は第三項」を、第三項又は第四項に改める。

附則第二条の二を次のように改める。

第二条の二 事業団の業務のうち、採掘権又は鉱業施設の買収、採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、雇用促進事業団に対する交付金の交付、近代化資金の貸付け、開発資金の貸付け、近代化機械の貸付け、石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証、石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け及び再建資金の貸付けに係るものは、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則 1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二十二第二項の規定により行なつた石炭の運賃の延納に係る債務の保証については、なお従前の例による。

3 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二十三第一項の規定により行なつた同項に規定する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

理由 石炭鉱業の最近の事情にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を変更するとともに、経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証の制度及び再建資金の貸付けの制度を改善し、鉱害賠償に關する裁定の制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長多賀谷眞稔君。

報告書は本号末尾に掲載

〔多賀谷眞稔君登壇〕

○多賀谷眞稔君 たいだいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に關して、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、石炭鉱業を再建するための施策の一環として、石炭鉱業の合理化目標年度を改定するとともに、石炭鉱業合理化事業団の業務を拡充すること等の改正を行なうものであります。

次に、本案の内容を簡単に申し上げますと、第一に、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和四十五年度に改め、これに合わせて、石炭鉱業合理化事業団の行なう運賃延納にかかる債務保証業務以外の業務を延長したこと

第二に、消滅鉱区等において、他鉱物を目的とする鉱業権者等の石炭採掘を禁止したこと

第三に、石炭鉱業合理化事業団が行なう経営改善資金の借入れにかかる債務保証及び再建資金の貸し付け制度を拡充したこと

第四に、鉱害賠償に關する通商産業局長の裁定を、鉱業権抹消鉱区等にかかる紛争にも適用することとしたこと等であります。

本案は、去る五月十六日日本委員会に付託され、五月十八日菅野通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重な審議を重ね、七月五日、質疑を終了、直ちに採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、再建資金の融資にあつては、その趣旨にかんがみ、弾力的に運用すべき旨の附帯決議を付しましたことを申し添え、御報告を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後三時二十分散会

出席國務大臣 内閣総理大臣 佐藤 榮作君 農林大臣 倉石 忠雄君 通商産業大臣 菅野和太郎君 運輸大臣 大橋 武夫君 自治大臣 藤枝 泉介君 國務大臣 塚原 俊郎君

○朗読を省略した議長の報告 (政府委員承認) 一、去る四日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省アジア局長事務代理 吉良 秀通 (政府委員任命) 一、去る四日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、四日議長において承認した吉良秀通を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任) 一、去る四日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(外務省アジア局長小川平四郎の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(通知書受領) 一、昨五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨

を、「第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項」に改める。

の通知書を受領した。

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めめるの件

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めめるの件

一、昨五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律
船員災害防止協会等に関する法律
石油ガス税法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨五日、農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 中村 時雄君(理事玉置一徳君昨五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

佐藤 文生君 高橋清一郎君
村上信二郎君 山下 元利君
中尾 栄一君 丹羽 久章君
箕輪 登君 山口 敏夫君

地方行政委員

久保田藤麿君 佐々木秀世君
辻 寛一君 渡海元三郎君
内海 英男君 塩谷 一夫君
中尾 栄一君 箕輪 登君

外務委員

青木 正久君 山口 敏夫君
井村 重雄君 辻 寛一君

大蔵委員

砂田 重民君 福永 一臣君

文教委員

河野 洋平君 竹下 登君
吉田 賢一君 大石 武一君
佐藤 文生君 吉田 泰造君

社会労働委員

井村 重雄君 大石 武一君
河野 洋平君 世耕 政隆君
地崎宇三郎君 青木 正久君
加藤 六月君 熊谷 義雄君
福井 勇君

農林水産委員

熊谷 義雄君 栗林 三郎君
世耕 政隆君 芳賀 貢君

商工委員

吉田 泰造君 鈴木 一君
堀川 恭平君 山下 榮二君

運輸委員

加藤 六月君 水野 清君
佐々木秀世君 地崎宇三郎君

通信委員

芳賀 貢君 永江 一夫君
栗林 三郎君

予算委員

青木 正久君 井村 重雄君
青木 重雄君 渡辺 肇君
青木 正久君 熊谷 義雄君

社会労働委員

井村 重雄君 井村 重雄君
青木 正久君 千葉 佳男君
小宮山重四郎君 板川 正吾君
白濱 仁吉君

商工委員

千葉 佳男君 千葉 佳男君
中村 重光君

決算委員

丹羽 久章君 箕輪 登君
中尾 栄一君 山口 敏夫君
村上信二郎君 佐藤 文生君

地方行政委員

高橋清一郎君 山下 元利君
塩谷 一夫君 内海 英男君
箕輪 登君 中尾 栄一君
佐々木秀世君 久保田藤麿君
渡海元三郎君 辻 寛一君

外務委員

井村 重雄君 辻 寛一君
青木 正久君 山口 敏夫君

大蔵委員

堀川 恭平君 河野 洋平君

文教委員

大石 武一君 佐藤 文生君
吉田 泰造君 河野 洋平君
竹下 登君 吉田 賢一君

社会労働委員

青木 正久君 福井 勇君
福永 一臣君 熊谷 義雄君
加藤 六月君 井村 重雄君
地崎宇三郎君 世耕 政隆君
大石 武一君

農林水産委員

世耕 政隆君 芳賀 貢君
熊谷 義雄君 栗林 三郎君

商工委員

鈴木 一君 吉田 泰造君
砂田 重民君 永江 一夫君

運輸委員

地崎宇三郎君 佐々木秀世君
水野 清君 加藤 六月君

通信委員

栗林 三郎君 山下 榮二君
芳賀 貢君

社会労働委員

青木 正久君 熊谷 義雄君
井村 重雄君 渡辺 肇君

商工委員

橋口 隆君 板川 正吾君
小宮山重四郎君 千葉 佳男君

決算委員

千葉 佳男君 中村 重光君

(特別委員辞任)

一、去る四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
沖繩問題等に関する特別委員
森 清君 石橋 政嗣君
中谷 鉄也君

一、昨五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
白濱 仁吉君 鍛冶 良作君
石炭対策特別委員
倉成 正君 篠田 弘作君
廣瀬 正雄君 広川シズエ君
三ッ林弥太郎君 山口 敏夫君

(特別委員補欠選任)

一、去る四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
福田 一君 大石 武一君
沖繩問題等に関する特別委員
谷垣 専一君 中谷 鉄也君
石橋 政嗣君

一、昨五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
鍛冶 良作君 白濱 仁吉君
石炭対策特別委員
広川シズエ君 三ッ林弥太郎君

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

朗読を省略した議長長の報告 議案に関する報告書

九四二

山口 敏夫君 倉成 正君
篠田 弘作君 廣瀬 正雄君

(議案提出)
一、去る四日、議員から提出した議案は次の通りである。
地方自治法等の一部を改正する法律案(太田一夫君外十九名提出)
一、昨五日、議員から提出した議案は次の通りである。

通学路に係る交通安全施設等の整備及び階切道の構造改良等に関する緊急措置法案(大久保武雄君外二十四名提出)
一、今六日、委員長から提出した議案は次の通りである。
住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

(議案受領)
一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)等)

(議案付託)
一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)等)

文教委員会 付託
一、昨五日、委員会に付託された議案は次の通りである。
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案(内閣提出第一四八号) 内閣委員会 付託
地方自治法等の一部を改正する法律案(太田一夫君外十九名提出、衆法第三七号)

地方行政委員会 付託
(条約送付)
一、去る四日、参議院に送付した条約は次の通り

である。
同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件
関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国間の第三確認書の締結について承認を求めるの件
(議案送付)
一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
日本専売公社法の一部を改正する法律案
航空機工業振興法の一部を改正する法律案
土地収用法の一部を改正する法律案
土地収用法の一部を改正する法律案
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案
一、昨五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
地方自治法等の一部を改正する法律案(太田一夫君外十九名提出)

(回付議案受領)
一、昨五日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
運輸省設置法の一部を改正する法律案
(条約通知書受領)
一、昨五日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。
千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件
(議案通知書受領)
一、昨五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案
船員災害防止協会等に関する法律案

石油ガス税法の一部を改正する法律案
(緊急質問提出)
一、今六日、提出した緊急質問は次の通りである。
内閣総理大臣の韓国訪問と四ヶ国首脳会談に関する緊急質問(堂森芳夫君提出)
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一、議案の要旨及び目的
本案の主な改正点は、次のとおりである。
1 昭和四十一年十一月二十九日付の恩給年額の増額に関する恩給審議会の中間答申を尊重するとともに、老齢者、遺族たる妻子及び公務傷病者に重点を置き、恩給年額を次のように増額すること。
(1) 普通恩給及び扶助料の仮定俸給の年額を、昭和四十二年十月分以降、受給者の年齢により、次の区分に応じそれぞれ改定し、恩給扶助料の年額を増額すること。
七十歳以上の者 二八・五%
六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の妻及び子 二〇%
六十五歳未満の者(扶助料を受ける妻及び子を除く) 一〇%
(2) 傷病恩給については、増加恩給を二八・五%、傷病年金を七十歳以上の者については二八・五%、七十歳未満の者については二〇%増額すること。
2 加算年を算入して初めて普通恩給年限に達する恩給扶助料のうち、七十歳以上の者の恩給扶助料については、妻及び子と同様減算せずに最短恩給年限(算出率百五十分の五十)によつて計算した額とすること。
3 特別項でない第二項症の増加恩給受給者に給している特別加給の年額二万四千円を、三万六千円に増額すること。
4 終戦時において、旧外地関係官公署に勤務

していた恩給公務員が、戦後、琉球諸島に引き揚げ、行政権分離後一定期間内に恩給公務員に相当する琉球諸島民政府職員となつた場合には、当該琉球諸島民政府職員としての在職年を恩給公務員期間に通算すること。(ただし旧外地関係官公署職員としての在職年が普通恩給最短年限に達している者の場合を除く。)
5 特例扶助料の支給要件のうち、「在職期間経過後二年(結核等については六年)以内に死亡した場合」を、「在職期間経過後四年(結核等については十二年)以内に死亡した場合」に緩和すること。
6 終戦により、在職十二年以上十三年未満の准士官以上の旧軍人として退職した者で、その在職年が下士官としては十二年未満、准士官等としては十三年未満であつたため、普通恩給を給されなかつた者について、准士官等となる直前の階級の旧軍人としての普通恩給又は扶助料を給すること。
7 恩給年額の増額に伴い、恩給外が多額所得者に対する普通恩給の多額所得停止基準である普通恩給年額十五万円、恩給外所得年額七十五万円を、それぞれ二十万円、九十万円に引き上げること。
なお、施行期日は昭和四十二年十月一日としている。
二 議案の可決理由
本案は、最近における国民生活水準の上昇等にかんがみ妥當な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和四十二年一般会計予算に約九十九億三千九百万円が計上されている。
なお、昭和四十三年以降平年度所要経費

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和四十二年一般会計予算に約九十九億三千九百万円が計上されている。
なお、昭和四十三年以降平年度所要経費

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和四十二年一般会計予算に約九十九億三千九百万円が計上されている。
なお、昭和四十三年以降平年度所要経費

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和四十二年一般会計予算に約九十九億三千九百万円が計上されている。
なお、昭和四十三年以降平年度所要経費

は、約三百九十七億五千七百六十万円が見込まれる。右報告する。

昭和三十二年七月四日

内閣委員長 關谷 勝利

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は次の事項について速かに検討の上善処するよう要望する。

一 外国政府職員、外国特殊法人職員の最短期間をこえる職員期間及び抑留、留用期間の通算並びに最短期間を達していた者が、外国政府職員、外国特殊法人職員となつた場合の職員期間の通算について、その早期実現に努めること。

二 最短期間を達していた者が、琉球諸島民政府職員となつた場合における在職年の通算並びに内地の官公署職員から、琉球諸島民政府職員となつた場合における在職年の通算について、その早期実現に努めること。

三 傷病恩給等差調査会の報告の取扱について、従来の傷病恩給受給者の既得権が十分尊重されるよう配慮すること。

昭和三十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員等共済組合法等に基づく既規定の年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法及び国家公務員共済組合法の改正の内容に準じて改定するとともに、恩給法等の改正に伴い、新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者等に係る年金の支給等について定めようとするものであつて、その要旨は次の通りである。

- (一) 地方公務員共済組合の退職年金等の額の改定に関する事項
 - (1) 地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金等については、その年額の算定の基礎となつてゐる給料額をいわゆる二万円ベースの給料を退職するまで受けていたと仮定した場合の給料額の三十二%増額した額に改定するものとする。
 - その年金額のうち、法の施行前の期間を基礎として算出する部分については、七十歳以上の者は五四・二%、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の妻、子及び孫は四十四%それぞれ増額した額に改定するものとする。
 - (2) 年金額の改定に要する費用は、そのうち法の施行前の組合員期間を基礎として算出する部分については、国または地方公共団体が全額負担することとし、法の施行後の組合員期間を基礎として算出する部分については、地方公共団体及び組合員が負担するものとする。
- (二) 恩給法の改正に伴う事項
 - (1) 市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による退職年金等について、その年額を国家公務員共済組合が支給する旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の額の改定措置に準じ、改定するものとする。
 - (2) 恩給法または退職年金条例の適用を受けた期間を有する組合員に対する退職年金で当該退職年金外の高額所得を有するためその一部が支給停止されているものについては、当該退職年金の支給停止の基準を恩給法の高額所得停止基準の改正に準じ、改正するものとする。
 - (3) その他、最短期間未達で退職した者が新たに旧軍人の恩給を受けることとなる場合は、その者またはその遺族に退職年金または遺族年金を支給する等の措置を講ずるものとする。
- (三) その他の事項
 - (1) 法施行前に地方公共団体に臨時に雇用され、かつ、厚生年金保険法の適用を受けていた期間については、組合員期間に算入するものとする。
 - (2) 増加退職料等を受ける権利を放棄した組合員については、国家公務員共済組合法の取扱いに準じ、法施行後に公務により廃疾となつた者と同様に、その廃疾の程度に応じ、公務による廃疾年金を支給するものとする。
 - (3) 地方議会議員共済会の退職年金を受ける者が五十五歳未満であつても、その者が公務に関連する傷病により公務傷病年金を受給できる程度の廃疾の状態にあるときは、その状態にある間、退職年金の支給停止は行なわれないものとする。
 - (4) 右の措置のうち(一)及び(二)については昭和四十二年十月一日から、(三)については公布の日から、それぞれ実施するものとする。

二 議案の修正議決理由

地方公務員の退職年金制度についても恩給法等の改正に準じ、退職年金等の年額改定の措置等を行なうとする本案の趣旨は妥当なものと考へられるが、退職一時金にかかる選択期限の延長、増加退職料等を受ける権利放棄の申出及び団体共済組合の特例年金の受給制限の規定について修正することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通り、附帯決議を附することに決した。

昭和三十二年七月四日
地方行政委員長 亀山 孝一

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

附則 (小字及び一は修正)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。ただし、次条の規定、附則第三条中施行法第二条第一項第二十九号、第七條第一項第三号、第十條第一号、第二十五條、第三十四條、第五十五條第一項及び第六十四條〇の改正規定並びに施行法第三百八條の次に一條を加える改正規定並びに附則第四條、第五條、第八條、第九條及び第十一條から第十三條までの規定は、公布の日から施行する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「算定した給料年額」の下に「政令で定める退職年金条例に係るものにあつては、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例に準じ政令で定めるところにより算定した額とする。次号及び第三十一号において同じ。」を加える。

第三条の三第一項第五号中「以下この号において「法律第八十二号」という。」を削り、「法律第八十二号による」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第 号)による」に改める。

第三条の四第三項中「前二項を、前三項に、及び四十年改定法」を、「四十年改定法及び四十二年改定法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 昭和三十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十二年法律第 号。以下この条において「四十二年改定法」という。)第三条第一項及び第三

項並びに第六条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち昭和三十五年三月三十一日以前に給付事由が生じたものについて、四十二年改定法第五十一条(第一号及び第二号を除く。)及び第三項並びに第六条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち同年四月一日以後に給付事由が生じたものについて準用する。この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

第七條第一項第三号及び第十條第一号中「第六十四條第一項」を「第六十四條」に改める。

第二十五條中「場合」の下に「及び増加退隠料等を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はその遺族が第五十一條第一項又は第二項の申出をした場合」を加える。

第四十一條中「七万七千六百四十四円」を「九万四千九百四十四円」に改める。

第五十五條第一項中「第一項まで」の下に「第二十五條」を加え、「第三十三條」を「第三十四條」に改める。

第五十七條第七項及び第八項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に改め、同條第九項中「又は孫」を「若しくは孫又は七十歳以上の者」に改める。

第六十四條第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「同項」を「第二項(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、更新組合員(第一項に規定する更新組合員を除く。)の施行日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間(地方公共団体に使用され、地方公共団体から給付を受ける者であつた期間に限る。)で政令で定めるものについて準用する。

第九十五條第二項及び第三項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に改める。

第三百三十六條の次に次の一項を加える。
(追加費用に関する自治大臣の権限)
第三百三十六條の二 新法第三十條第一項及び第四項の規定による場合のほか、自治大臣は、第三條の五並びに前條第一項及び第二項の規定による費用の適正な負担を確保するため必要があると認めるときは、組合又は連合会に対して、給付に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして実地について給付に関する帳簿書類の検査をさせることができる。

2 自治大臣は、前項の規定による検査の実施については、都道府県知事をして行なわせることができる。

3 自治大臣は、公立学校共済組合又は警察共済組合について第一項の規定による検査をさせるとき(前項の規定により都道府県知事をして行なわせるときを含む。)は、あらかじめ、文部大臣又は内閣総理大臣にその旨を通知するものとする。

第四百十三條の二の二第三項を同條第四項とし、同條第二項第一号中「退隠料」の下に「(法律第五十五條附則第三十一條(同法附則第十四條第三項の規定を準用する部分に限る。)の規定に相当する退職年金条列の規定によりその年額が計算されたものを除く。)」を加え、同項第三号中「普通退隠料」の下に「(法律第五十五條附則第十四條第三号同法附則第十八條第二項、附則第二十三條第六項及び附則第三十一條において準用する場合を含む。)」の規定によりその年額が計算されたもの(次項において「減算普通退隠料」という)を除く。を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 新法第二百二條の二第三項に規定する退職年金及び減額退職年金には、第五十七條第四項(第五十八條)において準用する場合を含む。又は国の施行法第十四條(同法第四十一條第一項又は第四十二條第一項)において準用する場合を含む。(の)の規定により減算普通退隠料の額に相当する額をもつてその額とされた退職年金及びこれに基づく減額退職年金を含むものとする。

別表第二中「二九一、二〇〇〇円」を「三七〇、二〇〇〇円」に、「一九四、二〇〇〇円」を「二四七、二〇〇〇円」に、「一三四、二〇〇〇円」を「一六九、二〇〇〇円」に改め、同表の備考中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

(退職年金条列の給付年額等の算定)等
第五條 附則第三條の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)第二條第一項第二十九号から第三十一号までの規定は、この法律の公布の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 改正後の施行法第四十三條の二の規定は、この法律の公布の日以後の退職について適用し、同日前の退職については、なお従前の例による。

(増加退隠料等を受ける権利を有していた者に係る公務による年金の支給等に関する経過措置)
第八條 この法律の公布の日前に退職し、若しくは死亡した更新組合員等(更新組合員等であつた者を含む。次條第七項を除き、以下同じ。)又はその遺族が、改正後の施行法第二十五條又は第三十四條(これらの規定を同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。次條第三項〇及び第四項)の規定の適用により、新たに新法第八十六條第一項第一号の規定による廃疾年金に關する規定又は新法第九十三條第一項第一号の規定による遺族年金に關する規定の適用を受けることとなるとき(次條第三項の規定の適用があるときを除く。)は、同日の属する月の翌月分以後、これらの者に、これらの規定による廃疾年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後これらの者の廃疾年金若しくは遺族年金の額を新法及び改正後の施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 施行法第五十一條第一項又は第二項(これらの規定を同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。次條第三項〇及び第四項)の申出のあつた更新組合員等(組合員期間が二十年未満のものが、この法律の公布の日前に、公務による傷病(以下「公務傷病」という)によらないで退職後死亡した場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用する)とすれば新法第八十六條第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受け権利を有する者の遺族とみなして、同日の属する月の翌月分以後、新法第九十三條第一項第三号又は第四号の規定による遺族年金を新たに支給する。

3 施行法第五十一條第一項又は第二項の申出があつた者(うち政令で定めるものの公務による廃疾年金の額は、新法第八十七條若しくは施行法第二十七條若しくは第二十八條(これらの規定を同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。))の規定により算定した額又は改正後の施行法第二十九條(同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。)に定める額が、政令で定める金額より少ないときは、当該金額とする。

4 第四條第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定により新たに廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又は第一項の規定によりこれらの年金の額を改定する場合について準用する。

第九條 この法律の公布の際、現に増加退隠料等(施行法第二條第一項第十五号に規定する増加退隠料等)をい、同項第四十三号に規定する増加退隠料等を含む。以下同じ。を受ける権利を有する更新組合員等である者は、この法律の公布の日の前に退職した者であつて、この法律の公布の日から六十日を経過する日以前に、当該増加退隠料等を受けたい旨を当該権利の裁定を行なつた者に対して申し出ることができる。この場

合には、当該増加退職料等を受ける権利は、この法律の公布の日前において消滅したものとみなす。

2 前項に規定する者が同項の申出の期限前に死亡した場合には、同項の規定による申出は、その遺族がすることができる。

3 前二項の規定による申出は、改正後の施行法第二十五条及び第三十四条の規定の適用については、施行法第五十一条第一項又は第二項の申出とみなす。

4 第一項に規定する者(この法律の公布の日前に退職した者を除く)が組合員である間に死亡した場合には、その者の遺族でその死亡により増加退職料等に係る退職年金条列の遺族年金(扶助料を含む)を受けることとなるものは、その死亡の日から六十日を経過する日以前に、当該退職年金条列の遺族年金を受けたい旨を当該年金を受ける権利の行使を行なう者に対して申し出ることができる。この場合には、当該年金を受ける権利は、当該死亡の日において消滅したものとみなし、当該死亡した者は、改正後の施行法第三十四条の規定の適用については、増加退職料等を受ける権利を有していた者で、施行法第五十一条第二項の申出があつたものに該当するものとみなす。

4 5 この法律の公布の日前に死亡した更新組合員等の遺族でその死亡により増加退職料等に係る退職年金条列の遺族年金(扶助料を含む)を受けているものは、同日から六十日を経過する日以前に、当該退職年金条列の遺族年金を受けたい旨を当該年金を受ける権利の行使を行なう者に対して申し出ることができる。この場合には、当該年金を受ける権利は、この法律の公布の日前において消滅したものとみなす。

15 6 公務傷病により死亡した更新組合員等につき前項の規定による申出があつた場合には、この法律の公布の日前日以後の翌月分以後、その者の遺族に、新法第九十三条第一項第一号の規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後、その者の遺族年金を新法及び改正後の施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

昭和四十二年七月六日 衆議院会議録第三十三号

6 7 公務傷病によらないで退職後死亡した更新組合員等につき第四項の規定による申出があつた場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用したならば新法第八十六条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受けたい権利を有する者の遺族とみなして、この法律の公布の日以後の翌月分以後、新法第九十三条第一項第二号から第四号までの規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後その者の遺族年金をこれらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

17 8 前条(この法律の公布の際現に更新組合員等である者については、同条第三項)の規定は、第三項又は前二項の規定の適用により、新たに新法第八十六条第一項第一号若しくは第九十三条の規定による廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又はこれらの年金の額を改定することとなる場合について準用する。

18 9 施行法第五十条第八項及び第三百三十五条の規定は、第一項、第二項又は第四項〇の規定による申出があつた場合について準用する。

19 10 第一項、第二項又は第四項〇の規定による申出があつた更新組合員等につき公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金を支給する場合において、その者が昭和三十七年十二月一日以後の更新組合員等であつた期間に係る分として増加退職料(増加恩給を含む)の支給を受けていたときは、当該増加退職料の額の総額に相当する額に達するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の支給に際し、その支給時に係る支給額から政令で定める額を控除するものとする。

10 11 前条及びこの条に規定するもののほか、増加退職料等を受ける権利を有していた更新組合員等に係る長期給付に関する規定の適用に關して

議案に關する報告書

必要な事項は、政令で定める。
(地方職員共済組合等が支給する国家公務員共済組合法による年金の年額改定に伴う費用の負担)

第十條 施行法第三條の二において準用する昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律第四條及び第五條の規定による年金額の改定により増加する費用(公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金に係るものを除く)のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第十一條第一項第四号(同法第四十二條)において準用する場合を含む)の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、施行法第三條の五の規定にかかわらず、新法第二百三十三條第二項第二号及び第四項、第四百四十一條第三項を除く)並びに第四百四十二條第一項、第二項及び第六項の規定の例による。

(退職一時金に關する特例)
第十一條 更新組合員(施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員をいう)又は団体共済更新組合員(施行法第四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう)で昭和四十一年十月三十一日までに退職するもの又は施行法第二十四條若しくは第六十三條第七項又は同法第四十三條の七の規定の適用を受けることとなるもの(明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く)のうち、昭和四十四年十月三十一日までに退職した者について新法第八十三條第一項及び第二項(同法第二百二條)において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定を適用する場合(施行法第二十四條又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第四号)附則第二十三條の規定の適用がある法律を除く)において、その者が退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三條第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合(新法第三條第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ)又は団体共済組合(新法第七十四條第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ)に申し出たときは、新法第八十三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項

(新法第二百二條において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定を適用する。
2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の日前までの間に退職したときは、その者に対して同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「この法律の公布の日」とする。
3 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。
4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内私とみなす。
5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受けたい権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日前において消滅する。

第十二條 政府は、厚生保險特別會計の積立金のうち、改正後の施行法第六十四條第三項において準用する同条第一項の規定により組合員期間に算入されることとなつた厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)による厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、この法律の公布の日から二年以内に厚生保險特別會計から当該被保険者であつた者が属する組合に交付するものとする。

(厚生保險特別會計法の一部改正)
第十三條 厚生保險特別會計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第二十三條中「第四百三十三條の二十二第一項」の下に、「昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に關する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第十一條」を加える。

昭和四十二年七月六日 衆議院會議録第三十三号

議案に関する報告書

九四六

〔通算年金通則法の一部改正〕

第十三条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「厚生年金保険の被保険者である」を削る。

〔別紙〕

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、特に左の諸点に検討を加え、すみやかに適切な措置を講ずべきである。

一 共済組合の給付に要する費用の公的負担割合の引上げ等については、他の社会保険制度との均衡を考慮してその改善に努めること。

二 掛金および給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額は、長期にわたり据えおかれているので、公務員の給与の実態を考慮し、すみやかに再検討すること。

三 年金のスライド制の実施については、すみやかに統一的な責任機関を定め、関係機関との調整をはかりつつ、実効ある具体的措置を講ずるよう努めること。

四 遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限定されているが、その取扱いにつき、実情に即した運用が行なわれるよう検討すること。

五 組合員が退職後一定の期間内に発病した場合にも療養給付を受けることができるよう検討すること。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、畜産振興事業団の輸入する乳製品の

買入れ、売渡しに伴つて生じた売買差益金の一部を、酪農振興のための助成に活用することとして、同事業団の経理処理の規定について改めようとするものである。

二 議案の可決理由

最近における牛乳乳製品の需給のひつ迫的動向にかんがみ、国内の生乳生産を可及的速やかに増大するため、畜産振興事業団の輸入する乳製品の買入れ、売渡しに伴つて生じた売買差益金の一部を、酪農振興のために活用することは適切な措置と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十二年七月五日

農林水産委員長 本名 武

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、酪農の現状にかんがみ、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 牛乳乳製品の長期の需要見通しのもとに、これが国内自給体制の確立を図るため、生乳生産拡大の施策を一そう整備推進するとともに乳製品の輸入は極力抑制すること。

二 加工原料乳生産者補給金の財源については一般会計による支出を基本とし、乳製品の輸入差益は酪農振興に優先的に使用するものとする。

三 乳製品の輸入差益による酪農振興助成への支出は、当該地域の酪農振興が効果的にはかられるよう支出手続を簡素なものとし、農家に十分利用できるよう配慮すること。

四 全生乳に対する価格対策の確立につき早急に検討すること。

右決議する。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業の現状に対応した抜本的安定対策の実施に際し、その前提として、合理化基本計画の目標年度を改めるとともに石炭鉱業合理化事業団業務の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を現行の昭和四十二年から昭和四十五年度に改める。なお、これに合わせて、事業団の主要業務の廃止期限を昭和四十五年まで延長する。

2 石炭鉱業合理化事業団の業務のうち、イ 石炭運賃の延納に係る債務の保証業務は、予定通り廃止する。

ロ 経営改善資金の借入れに係る債務の保証は、再建資金の貸付けをうけているものにも適用できることとする。また、再建資金の貸付けは無利子とする。

3 石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区等の区域では、石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権等を有する者も石炭を掘採してはならないこととする。

4 鉱害賠償に関する通商産業局長の裁定制度を、石炭鉱山整理促進交付金制度によつて放棄された鉱区等に係る鉱害紛争についても適用することとする。

5 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度の改定及び石炭鉱業合理化事業団業務の充実等、石炭対策の強化を図る措置として必要にして適切なものと認め、可決すべきものと議決し

た次第である。

なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度石炭対策特別会計予算に、再建資金出資金として、五億円が計上されている。右報告する。

昭和四十二年七月五日

石炭対策特別委員長 多賀谷真稔

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、再建資金の融資に当たつては、本制度の趣旨にかんがみ、企業の緊急事態に対処し得るよう弾力的に運用すべきである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(電話料共)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(六代)